

第Ⅱ章 全体構想

1. 将来都市像

(1) 貝塚市第5次総合計画におけるまちづくりの方針等

貝塚市第5次総合計画（平成28年12月策定）におけるまちづくりの方針は、次のように定められています。

◆まちづくりの方針

～魅力かがやき 未来へつなぐまち 貝塚～

◆まちの将来像（10年後に実現したい姿）

1. 心豊かな人が育ち ふるさとに誇りと愛着を感じるまち

子育て支援策が市民の力も借りながらよりきめ細やかなものとなり、安心して子育てができる環境の整備が進んでいます。家庭や地域では教育力がさらに向上し、学校と手を携えて子どもたちの教育に取り組むことにより、子どもたちが夢を持ち、貝塚のことを誇らしく語ることができる環境となっています。また、自主的な生涯学習の場づくりが進み、地域課題の解決や、地域コミュニティの活性化に自ら取り組むことができる人材が育成されています。

2. 誰もが地域で健やかに ともに支え合うまち

公的な福祉サービスが適切に運用されるとともに、町会・自治会や地区福祉委員会など地域コミュニティを担う団体や新たなニーズに応える人々の活躍など、多様な団体の協働や住民同士の支え合いによって、安心して暮らせる地域となっています。支援を必要とする方が、住み慣れた地域で自分らしく、尊厳のある生活を送ることができるまちづくりが進んでいます。

3. みんなでつくる 安全・安心で快適に暮らせるまち

防犯・防災対策、環境政策、公共交通及び公共施設の管理など、市民生活の基盤となるまちづくりにおいて、既存の施設、体制及び地域コミュニティなどを有効に活用し、子どもから高齢者まであらゆる世代の人々が安全で安心して快適に暮らすことができるまちになっています。また、「こういう地域でありたい」という市民の願いを実現する取組みを市が支援し、両者の協働により地域が発展しています。

4. ひとと地域の資源を生かし にぎわいを生み出すまち

関西国際空港近接という立地条件や、地域が持つ自然や人的資源、長年培われてきた歴史文化資源を活用することにより、その魅力が全国に発信され、多くの人々が行きかい、にぎわいにあふれたまちとなっています。また、技術力を生かした付加価値の高い特産品の開発や、起業を促すことにより産業が活性化し、若者の雇用の場が確保されています。

(2) 南部大阪都市計画区域マスタープランにおける都市づくりの基本目標等

南部大阪都市計画区域マスタープラン（令和 2 年 10 月策定）における都市づくりの基本目標・方向性・視点は次のように定められています。

◆大阪の都市づくりの基本目標

(1) 国際競争に打ち勝つ強い大阪の形成

国際的な都市間競争が激化する中、大阪が日本の成長をけん引する都市として繁栄を続け、そこに住まう人々がそれぞれのニーズを満たしながら豊かに暮らせるようにするため、にぎわい・活力ある大阪の形成をめざします。

(2) 安全・安心で生き生きと暮らせる大阪の実現

都市の防災機能の強化をはじめ、都市に内在する様々なリスクに対し、安全に暮らせ、また、雇用の場が確保され、生活支援機能が充実するなど、誰もが健康で安心して、住み・働き続けることができる都市の形成をめざします。

(3) 多様な魅力と風格ある大阪の創造

水・みどりや歴史・文化等の地域固有の資源や、これまでの都市づくりで蓄積されたストックを活かし、各地域が質の高い都市づくりを進めることにより、大阪全体として多様な魅力と風格を備えた都市を創造します。

◆大阪の都市づくりの方向性

(1) 大阪都市圏の成長を支える都市基盤の強化

(2) 国内外の人・企業を呼び込む都市魅力の創造

(3) 災害に強い都市の構築

(4) 産業・暮らしを支える都市環境の整備

(5) 環境にやさしく、みどり豊かな都市の形成

(6) 地域資源を活かした質の高い都市づくり

◆大阪の都市づくりの視点

(1) 大阪にふさわしいネットワーク性の高い都市づくりの推進

ストックを活用し、①府県を超えた広域的な視点でつくる大阪都市圏の都市構造、②都心部や大規模・高次な都市機能へのアクセス性を高めた都市構造、③鉄道駅等の拠点を中心とした圏域における生活拠点間のアクセス性を重視した都市構造（3層の都市構造）を踏まえた、大阪にふさわしいネットワーク性の高い都市づくりを進めていきます。

(2) 多様な主体の連携・協働による都市マネジメントの推進

多様な主体との連携・協働による都市マネジメント（都市機能等の計画・整備・管理・運営）の考え方や手法を積極的に検討し、導入します。

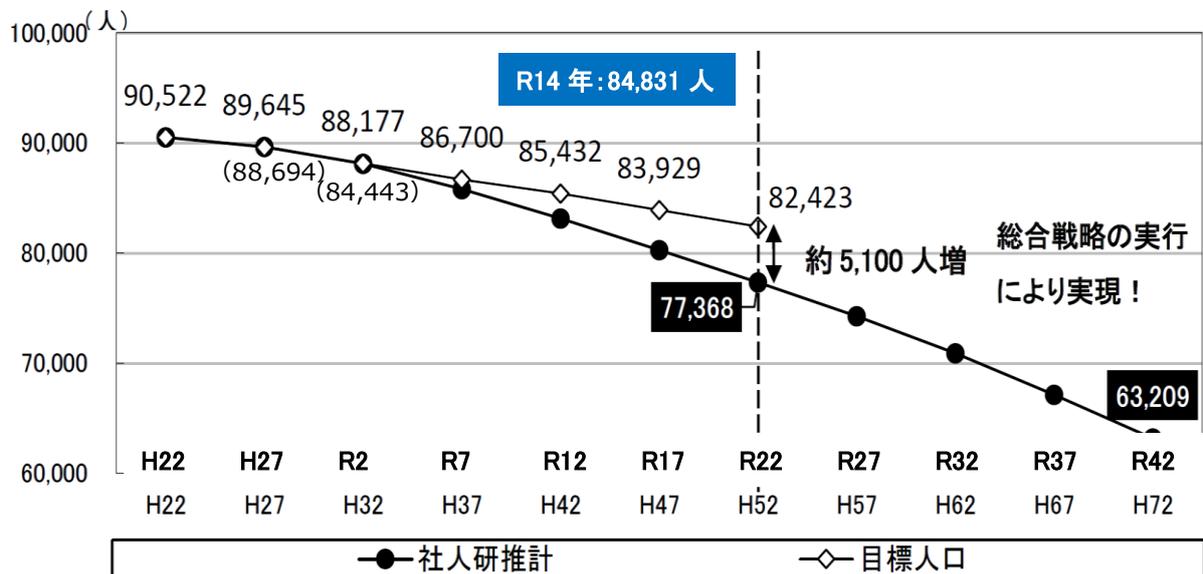
(3) 貝塚市第5次総合計画策定後の新たな視点

貝塚市第5次総合計画（平成28年12月策定）策定以後における都市づくりと都市計画法（制度）に関する主な視点は次のとおりです。

都市づくりに関する視点	都市計画法（制度）に関する視点
<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナ危機を契機としたまちづくり ・民間活力による都市の再生 ・DX（デジタルトランスフォーメーション）、GX（グリーントランスフォーメーション）の推進 ・スマートシティの推進 ・デジタル田園都市国家構想の推進 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地法の改正・特定生産緑地制度の創設 ・都市計画法の改正・田園住居地域の追加 ・立地適正化計画における防災指針の追加 ・居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり支援制度の創設 <p style="text-align: right;">等</p>

(4) 目標人口

将来目標人口は、貝塚市第5次総合計画に基づき、出生率の向上や転出入均衡の各種施策に取り組むことにより人口減少を抑制し、さらなるまちの活性化を図ることにより、目標年度の令和14（2032）年人口を概ね85,000人とします。



注：貝塚市まち・ひと・しごと 創生人口ビジョン（平成27年10月）による住民基本台帳年度末推計人口（ ）の人口は国勢調査実績値

(5) 都市づくりの目標

1) 都市づくりの基本的な考え方

本市では、人口減少・少子高齢化の進行や環境問題への取組みなどに対応して、貝塚市の『**未力（潜在力）を皆力（市民力）で魅力（ひきつける力）**』に磨きをかけ、市内に移住・定住する人や交流人口・関係人口の増加に努める必要があります。

そのためには、都市づくりにおいて、市内でのフルセット主義から多様な連携への転換、昼間人口の少ないベッドタウンから脱却し、昼も賑わうまちづくりをめざし、和泉葛城山系の豊かな自然や寺内町、水間寺などの歴史的資源を守り育てるとともに、既存産業の持続的発展や新たな産業を生み出し、環境にやさしい都市づくりなどを公民連携で取り組んでいくことが重要です。本市では、このような考え方にに基づき、今後も貝塚らしい3つの“みりよく”ある都市づくりに取り組んでいきます。

- ・ 今後の人口減少や超高齢社会に対応していくため、良好な住環境の形成や生活環境施設の充実に努めるとともに、誰もが移動しやすい交通環境の向上に取り組めます。また、災害被害の低減や犯罪の未然防止等により市民の生命や財産を守るなど、**住みたい、住み続けたい“みりよく”ある定住の都市づくり**をめざします。
- ・ 市や地域の顔である鉄道駅周辺の市街地では、商業・業務機能などの都市機能や居住機能を集約し、便利で快適な市街地を形成するとともに、企業の操業環境等の確保など、産業の持続的な発展により昼間人口の増加を促進します。また、観光やレクリエーション施設の活用などにより広域的な交流を促進するなど、**都市の発展を支える“みりよく”ある産業・観光振興の都市づくり**をめざします。
- ・ 和泉葛城山系や二色の浜などの自然環境をはじめ、寺内町や水間寺などの歴史的資源の保全と活用とともに、これら自然環境や歴史環境と調和した美しい景観づくりを促進します。また、無秩序な市街地の拡大を抑制するなど、**豊かな自然や歴史文化を活かした“みりよく”ある環境創造の都市づくり**をめざします。

2) 都市づくりの目標

① 住みたい、住み続けたい“みりよく”ある定住の都市づくり

ア.暮らしやすい都市づくり

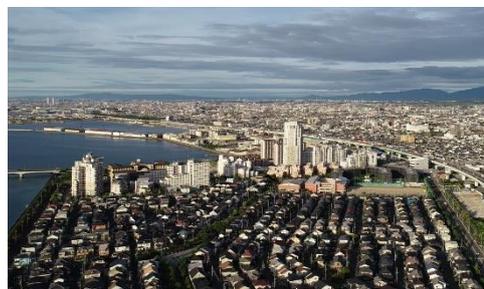
- ・ ゆとりある居住環境の形成、公園、下水道などの都市基盤施設の充実、緑化や親水空間の確保など、暮らしやすい都市づくりをめざします。

イ.移動しやすい都市づくり

- ・ 市内の幹線道路や公共交通を中心とした交通ネットワークの形成とともに、安全な日常生活道路の確保、道路、公共交通のバリアフリー化など徒歩や自転車などで移動しやすい都市づくりをめざします。

ウ.安全・安心な都市づくり

- ・ 地震、津波、水害や火災等の被害防止・低減、犯罪の未然防止、バリアフリー化など、人にやさしい安全・安心な都市づくりをめざします。



ゆとりある住宅地(二色の浜パークタウン)

② 都市の発展を支える“みりよく”ある産業・観光振興の都市づくり

ア.賑わいと利便性の高い都市づくり

- ・ 南海貝塚駅、南海二色浜駅、JR 東貝塚駅、JR 和泉橋本駅及び水鉄水間観音駅の各周辺では、多様な都市機能の集積により賑わいや利便性を魅力とした都市をめざします。

イ.活力のある産業の都市づくり

- ・ 工場が集積する二色の浜産業団地や新たな産業拠点等においては、阪神高速湾岸線、阪和自動車道、大阪臨海線等を活かした産業の拠点として、操業環境の維持・向上を図り、地域経済の安定した発展と雇用の場が確保された活力ある産業の都市をめざします。

ウ.活発な観光・交流の都市づくり

- ・ 交流人口の増加に重要な役割を担う寺内町や水間寺などの歴史的資源や多様なレクリエーション施設等を活用するとともに、農林業との連携を図るなど活発な観光・交流の都市をめざします。

③ 豊かな自然や歴史文化を活かした“みりよく”ある環境創造の都市づくり

ア.自然環境や歴史的資源を守り育てる都市づくり

- ・ 水と緑豊かな自然環境や多様な歴史的資源を守り育てる個性豊かな都市をめざします。

イ.個性ある美しい景観の都市づくり

- ・ 泉南地域等における広域的な風景づくりを意識しながら、本市の持つ多様な地域資源を活かした個性ある美しい景観の都市をめざします。

ウ.環境共生の都市づくり

- ・ 土地利用の適正な規制・誘導により無秩序な市街地の拡大を抑制し、農地、山林等や生物多様性の保全をはじめ、過度な自動車利用の抑制や公共交通等の利用促進による環境負荷の軽減、省資源・省エネルギー化等の地球温暖化対策やプラスチックごみゼロに向けた取組みを行い、環境と共生する都市をめざします。

まちづくりの方針と都市づくりの課題・目標の体系



(6) 将来都市構造

将来都市構造は、都市づくりの目標を実現していくため、本市の持続可能な都市づくりをめざした将来の基本的な都市の姿を示すものです。都市構造は拠点・軸（ネットワーク）とゾーンから構成され、将来の土地利用や都市施設等は、この都市構造を基本に設定します。

1) 将来都市構造の基本的な考え方

本市における将来都市構造は、都市づくりの目標を実現していくため、

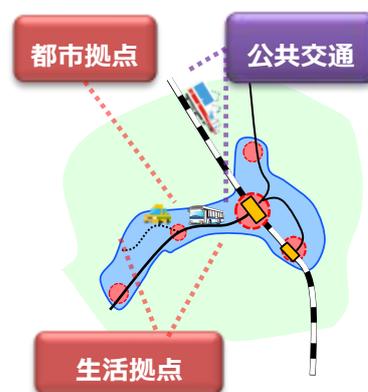
- ① 中心市街地など都市拠点における都市機能の集積・強化
- ② 公共交通を中心とした中央都市軸等の交通ネットワークの形成
- ③ 安全・安心で快適な市街地環境など、その特性に応じた良好な地域環境の形成など、持続発展可能な“多核相互連携・集約型都市構造”の形成をめざします。

2) 将来都市構造の設定

① 拠点

拠点は、各種機能の集積・強化を促進するもので、以下のように「都市拠点」、「生活拠点」、「産業拠点」、「レクリエーション拠点」、「交流拠点」を設定します。

- ・ 「都市拠点」は、寺内町も含めた南海貝塚駅周辺地区とし、本市の玄関口であることから、地域資源を活用しつつ、広域的な拠点の役割を担う中心市街地にふさわしい商業・業務機能等の都市機能や居住機能など生活拠点等と比較して、より高次の都市機能の集積と併せて魅力ある景観の形成をめざします。また、市役所周辺等の公共施設が集積する地区は、行政サービス機能やコミュニティ機能などの充実をめざします。
- ・ 「生活拠点」は、南海二色浜駅、JR 東貝塚駅、JR 和泉橋本駅、水鉄水間観音駅周辺とし、生活利便機能や居住機能などの集積により、生活環境の維持、向上をめざします。
- ・ 「産業拠点」は、臨海部の工業地区とし、工業の利便増進をめざします。
- ・ 「レクリエーション拠点」は、二色の浜周辺地区と水間寺周辺～和泉葛城山周辺地区とし、観光・レクリエーション機能や交流機能などの充実をめざします。
- ・ 「交流拠点」は、せんごくの杜周辺とし、豊かな自然環境や大規模な未利用地などを活用し、憩いの場や教育、福祉などの交流機能の集積・強化をめざします。



② 軸

「都市軸」は、各拠点やゾーンを連携するとともに、観光・交流や物流などを促進するもので、以下のように設定します。

- ・ 「広域都市軸」は、阪神高速湾岸線、阪和自動車道、大阪臨海線、国道 26 号、泉州山手線、大阪外環状線とし、広域的な観光・交流の促進や物流の効率化向上をめざします。



水間鉄道(中央都市軸)

- ・「中央都市軸」は、水間鉄道と貝塚中央線とし、北西から南東に細長く形成される都市内を縦断するネットワークの充実をめざします。
- ・「環境軸」は、和泉葛城山系から臨海部へ流れる近木川とし、水辺に親しめる空間の形成と、その活用を促進をめざします。

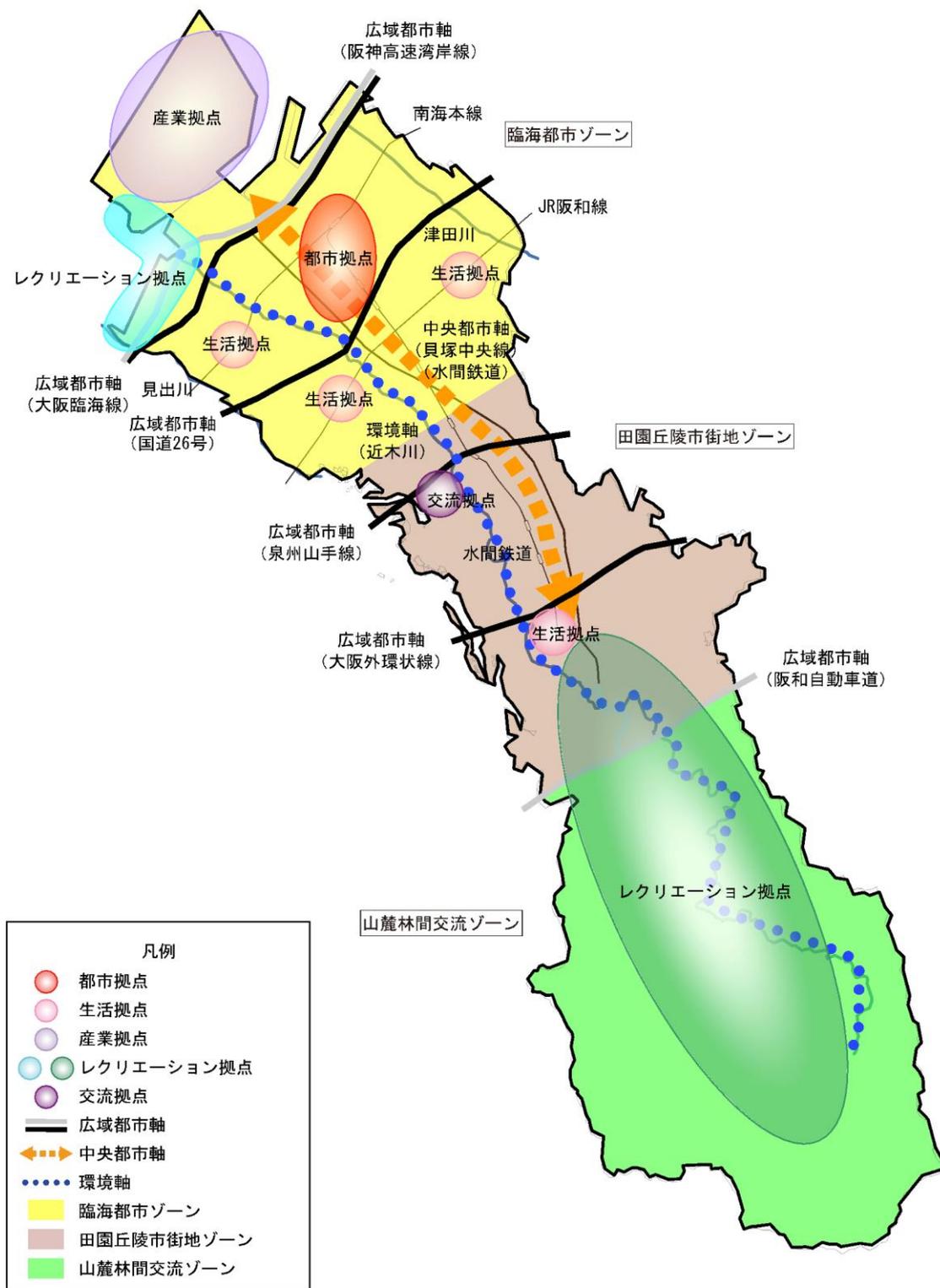
③ゾーン

「ゾーン」は、「臨海都市ゾーン」、「田園丘陵市街地ゾーン」、「山麓林間交流ゾーン」の3つのゾーンとして以下のように設定します。

- ・「臨海都市ゾーン」は、海浜部の市街地と本市の中心部になる既成市街地で構成されるゾーンです。道路、公園、下水道などの充実に努めるとともに、商業、工業、居住等の土地利用の適切な配置を図り、安全・安心で快適な市街地環境の形成をめざします。
- ・「田園丘陵市街地ゾーン」は、水間鉄道沿線市街地とこれを囲む田園丘陵地域などで構成されるゾーンです。鉄道沿線や幹線道路沿道などの市街地では、周辺の自然環境や田園環境との調和に留意し、良好な市街地環境の形成をめざします。
- ・「山麓林間交流ゾーン」は、南大阪地域の自然環境を特徴づけている和泉葛城山系の山麓・森林などで構成される自然環境が豊かなゾーンです。自然環境の保全とともに、大阪府立農業公園(かいづか いぶきヴィレッジ)やかいづか いぶき温泉、大阪府立少年自然の家など、多くの自然レクリエーション資源の活用により地域の活性化をめざします。

区分		位置づけ
拠点	都市拠点	・寺内町も含めた南海貝塚駅周辺から市役所周辺の公共施設が集積する地区周辺
	生活拠点	・南海二色浜駅 ・JR 東貝塚駅 ・JR 和泉橋本駅 ・水鉄水間観音駅周辺
	産業拠点	・臨海部の工業地区周辺
	レクリエーション拠点	・二色の浜周辺 ・水間寺周辺～和泉葛城山周辺
	交流拠点	・せんごくの杜周辺
軸	広域都市軸	・阪神高速湾岸線 ・阪和自動車道 ・大阪臨海線 ・国道 26 号 ・泉州山手線 ・大阪外環状線
	中央都市軸	・水間鉄道 ・貝塚中央線
	環境軸	・和泉葛城山系から臨海部へ流れる近木川
ゾーン	臨海都市ゾーン	・海浜部の市街地 ・本市の中心部となる既成市街地周辺の区域
	田園丘陵市街地ゾーン	・水間鉄道沿線市街地とこれを囲む田園丘陵等の区域
	山麓林間交流ゾーン	・南大阪地域の自然環境を特徴づけている和泉葛城山系の山麓・森林等の区域

■ 将来都市構造図



2. 都市づくりの方針

都市づくりの方針は、本市のめざす将来像や基本理念を都市計画の観点から実現するため、都市づくりの方針を10の分野に分け、体系的にまちづくりの方向性を示したものです。

(1) 土地利用の方針

1) 土地利用の基本的考え方

- ・ 人口減少社会の到来など社会経済情勢の変化のなか、本市においても人口の減少が続くと考えられるため、市街化区域の拡大抑制を基本に、居住や都市機能を公共交通の利便性の高い区域に誘導し、人口密度を一定の水準に維持します。また、市街化区域への編入の検討は、鉄道駅周辺での市街地整備など必要最小限の区域とします。
- ・ 更なる企業誘致に取り組むため、遊休不動産の情報提供等、企業のニーズにあった立地誘導策の検討や、地域未来投資促進法に基づく支援制度を活用するため、基本計画の策定に取り組みます。
- ・ 市街化調整区域については、和泉葛城山系の維持・保全、農空間の保全・活用、集落機能の維持等を図ります。また、「市街化を抑制すべき区域」という基本理念を堅持し、区域固有の資源や既存ストックなどその魅力を最大限に引き出すため、開発許可制度や地区計画制度等を活用し、鉄道駅周辺や主要な幹線道路沿道においては、住宅系用途、産業系やレジャー系用途等の誘導を図ります。

2) 市街化区域における土地利用の方針

市街化区域においては、健全な市街地環境を形成するため、住居系、商業系、工業系の土地利用を適正に配置します。

①低層住宅専用地区

東山や二色の浜周辺で計画的に開発された低層戸建て住宅地等を低層住宅専用地区とし、良好な住環境の維持・向上に努めます。

②中高層住宅専用地区

中高層住宅地や教育施設が立地する住宅地等は中高層住宅専用地区とし、良好な住環境の維持・向上に努めます。



良好な住環境（東山地区）

③一般住宅地区

住宅専用地区以外の住宅地を一般住宅地区とし、小規模な商業施設や工業施設等の立地を許容するとともに、住環境の保護に努めます。

なお、ユニチカ跡地等については、地区計画制度等による商業系の土地利用も含め検討します。

④中心商業地区

南海貝塚駅周辺は、居心地がよく、子育て世代等の市民が憩える空間となるよう、道路や公園等公共施設の整備や複合施設等の誘導を推進するとともに、土地の有効利用により、商業・業務、交流、福祉など多様な都市機能の集積と居住を促進し、本市の中心市街地として賑わいと魅力ある市街地環境の形成に努めます。



中心商業地(南海貝塚駅周辺)

⑤近隣商業地区

南海二色浜駅、JR 東貝塚駅、JR 和泉橋本駅、水鉄水間観音駅周辺等を地域の生活拠点となる近隣商業地区とし、生活利便施設等の都市機能や居住機能の集積に努めます。

⑥住居系沿道サービス地区

沿道サービス機能を併せもつ住商複合地を住居系沿道サービス地区とし、生活サービス施設等の確保に努めます。

⑦産業系沿道サービス地区

幹線道路沿道において沿道産業施設等の立地とともに、背後住環境の保護を図ることが必要な地区を産業系沿道サービス地区とし、地区計画制度等を活用するなど沿道サービス施設等の適正な立地誘導に努めます。

⑧住宅・産業共存地区

地場産業等の小規模な工場と住宅等が混在する地区は住宅・産業共存地区とし、住工が調和した土地利用の誘導に努めるとともに、土地利用の転換が進んでいる地区については、特別用途地区や地区計画制度の活用等を検討します。

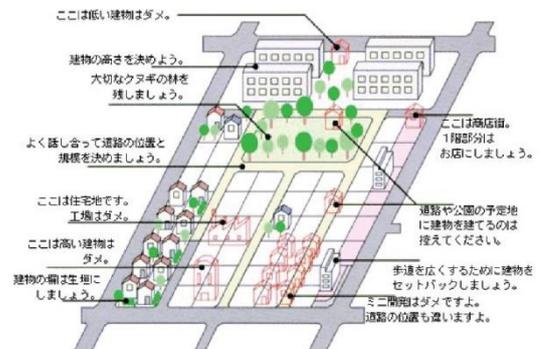
⑨工業地区

臨海部の二色の浜産業団地や内陸部の工場等が立地する地区は工業地区とし、周辺の自然環境や住環境に配慮するとともに、操業環境の維持・向上に努めます。

3) 市街化調整区域における土地利用の方針

市街化調整区域では、自然保全エリアにおける自然環境の保全・活用や集落・農業エリアにおけるコミュニティの維持・活性化に努めます。

また、鉄道駅周辺や主要な幹線道路沿道等の市街化調整区域において、住宅系用地、産業系用地などの確保が必要な場合は、開発許可や地区計画制度の活用により計画的な土地利用の規制・誘導に



地区計画のイメージ

努め、特に JR 和泉橋本駅東側では、計画的なまちづくりを行うため、土地区画整理事業を検討するとともに、まちづくりの動きの熟度を考慮しながら市街化区域への編入を検討します。

①自然保全・活用エリア

和泉葛城山系等の区域は、市民の憩いの場、水源かん養や多様な動植物の生育・生息の場として、保全・活用に努めます。

②集落・農業エリア

集落地については、農林業の生産環境を維持するとともに、コミュニティの維持・活性化を図るため、生活環境の向上に努めます。また、優良な農地の保全とともに、景観機能など農地のもつ多面的機能の保全に努めます。

また、地域コミュニティ等の低下が著しい地区や良好な集落環境の誘導が必要な地区については、周辺の自然環境に配慮しながら、地域住民や地権者等の提案に基づき、地域の合意を前提として、地区計画制度等の活用を検討します。

幹線道路沿道の農地については、地域の意向や営農状況、土地利用状況などを踏まえ、地域活性化に資する場合は、必要に応じて、農業振興地域内の農用地区域の見直しを検討します。

③土地活用検討エリア

せんごくの杜の防災・交流エリアは、防災機能を備えた広場と平時にはドローン・クリケットフィールド等としての活用など、スポーツ交流や国際交流の進展、賑わいのある交流空間の創出に努めます。



せんごくの杜 防災広場
(防災訓練実施状況)

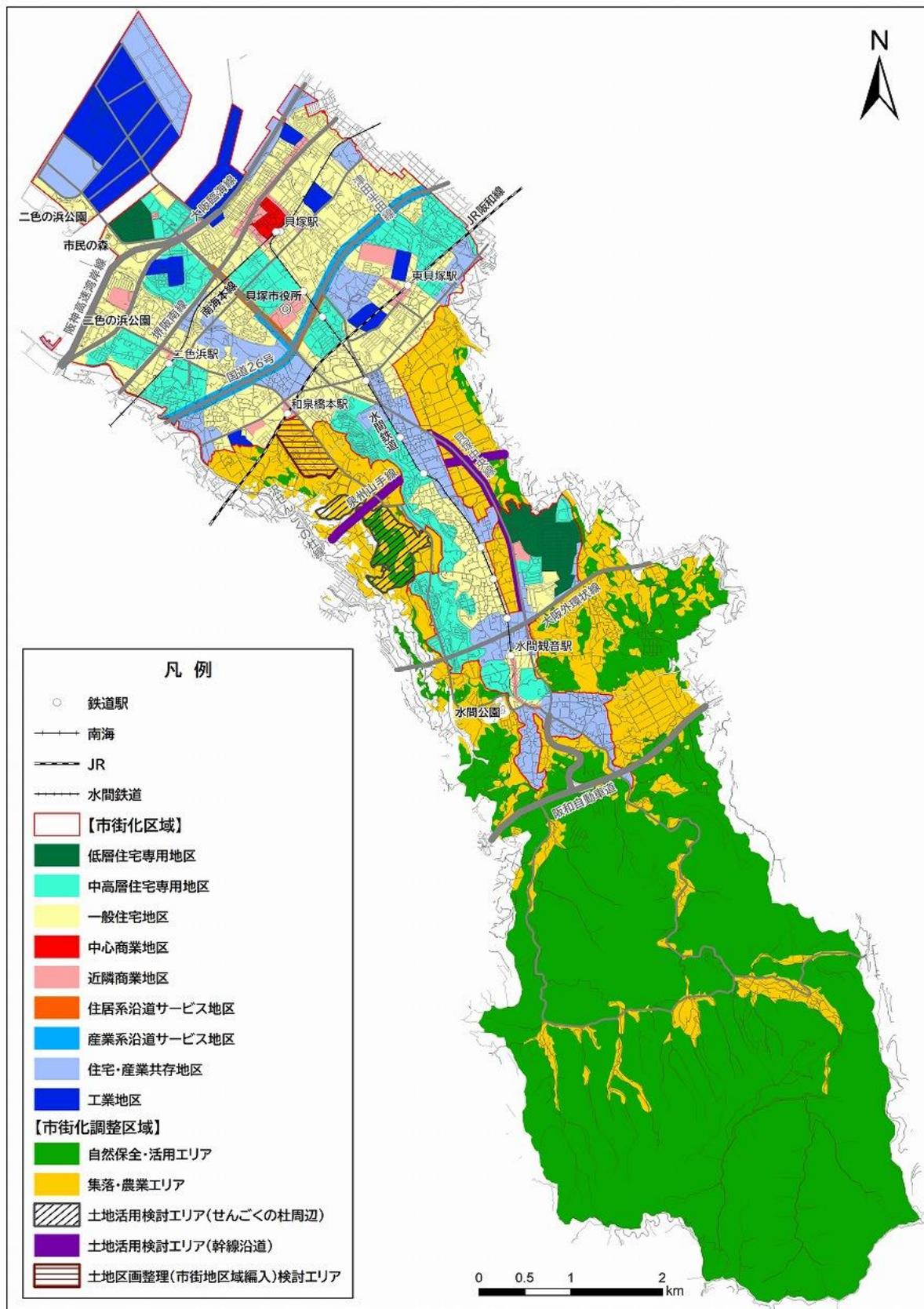


せんごくの杜 防災広場
(平時にドローン・クリケットフィールドとして活用)

また、既に策定している「せんごくの杜地区計画」については、本市の更なる発展に寄与するよう、必要に応じエリアを含めた変更等を検討します。

幹線道路の沿道区域については、「貝塚市市街化調整区域における地区計画のガイドライン」の活用や個別の開発許可制度による産業系用途・レジャー系用途等、地域活性化に資する土地利用の誘導に努めます。

■土地利用の方針図



(2) 道路・交通の方針

1) 道路・交通の基本的考え方

- ・ 幹線道路の渋滞解消や安全性の向上、歩行者や自転車が移動しやすいなど、良好な交通環境づくりを推進します。
- ・ 鉄道駅周辺では、居心地がよく歩きたくなる空間づくりをめざし、快適でゆとりある道路環境の整備に努めます。
- ・ 歩行者や自転車、緊急車両等の安全な通行を確保するため、狭あい道路の解消など、身近な生活道路の改善に努めます。
- ・ 児童・生徒の通学時の安全が確保されていない等、危険性の高い踏切については、「踏切道改良促進法」に基づき、緊急対策踏切の指定を促進します。
- ・ 公共交通については、地域公共交通計画（網形成計画）に基づき、利便性の高い移動手段の確保、高齢社会や環境問題に対応する公共交通利用の促進など、地域活性化を視点として、その機能の充実に努めます。

2) 道路交通の方針

①都市計画道路等の見直し及び整備

- ・ 都市計画道路については、ネットワーク機能や市街地形成機能、都市防災機能等を考慮した「必要性」や「実現性」など、総合的な検証を行った上で、引き続き見直しを進めます。
- ・ 都市計画道路の見直しを踏まえて整備を促進します。
- ・ 地域活性化や災害時の広域輸送に資する（都）泉州山手線の整備を引き続き促進します。
- ・ JR 和泉橋本駅東側の土地区画整理事業とともに、区内への都市機能の立地誘導を図るため、（都）泉州山手線と（主）大阪和泉泉南線をつなぐ府道の整備を促進します。
- ・ 二色の浜公園への快適な歩行空間を確保するため、（主）和歌山貝塚線の整備を促進します。

②安全で円滑な道路交通の確保

- ・ 幹線道路の渋滞緩和や安全性の向上を図るため、交差点や信号の改良、踏切の改善等を推進します。

③人や環境にやさしい道路交通の確保

- ・ 鉄道駅周辺については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づき、通行に配慮した交通環境づくりを進めるため、引き続き段差の少ない歩道の設置などに努めます。
- ・ その他の既存道路についても、緊急性・重要性を考慮し、歩道の設置や段差解消、視覚障害者誘導用ブロック等の設置に努めます。
- ・ 環境重視・健康志向に配慮し、自転車利用を促進するため、安全性を確保しながら、自転車通行部分の明示など環境整備の検討を進めます。



人にやさしい交通環境づくり
(視覚障害者誘導用ブロック)

④道路管理の充実

- ・安全で安定した交通基盤の維持のため、既存の道路・橋梁について、「貝塚市橋梁長寿命化修繕計画」等に基づき、効果的な維持補修に努めます。
- ・地域に愛される道路づくりや地域の環境美化に取り組むため、地元自治会や企業、ボランティア団体等との協働により、継続的に清掃や緑化などの活動を実施する“アドプト・プログラム”の活用を促進します。



地元団体等との協働による環境美化
(アドプト・プログラム)

3) 公共交通の方針

①鉄道利用の促進

- ・鉄道利用を促進するため、生活サービス施設等の立地誘導や、レクリエーション施設等と連携し沿線地域の活性化に努めます。
- ・障害者や高齢者等にとって利用しやすい鉄道駅舎となるよう、更なるバリアフリー化や利便性の向上を促進します。
- ・公共交通の基軸であり、本市の歴史的資源や観光資源である水間鉄道の安全輸送を確保するため、事業者が実施する老朽化した鉄道施設や設備の更新に対し、引き続き支援を実施します。
- ・水間鉄道については、自転車と鉄道がともに利用しやすい環境整備を促進するとともに、水鉄名越駅において駐輪場等の整備を推進します。
- ・交通結節機能の充実を図り、利用者の利便性を高めるため、南海二色浜駅や JR 和泉橋本駅、JR 東貝塚駅における駅前広場の整備とともに、JR 東貝塚駅へのアクセス道路の整備を推進します。

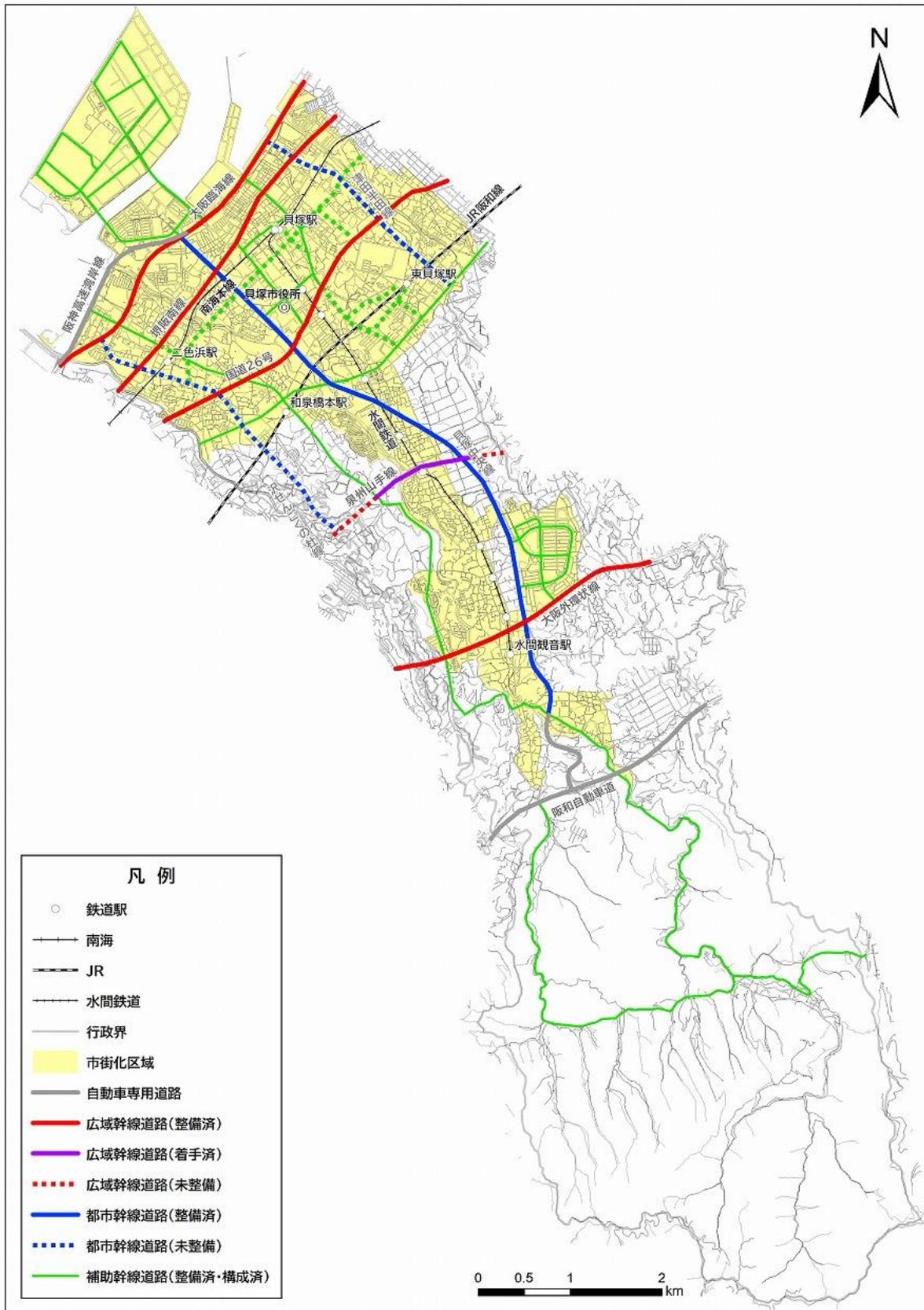
②バス利用等の促進

- ・山間部と市内中心部間の移動は、水鉄水間観音駅を交通結節点とし、水間鉄道との乗継ぎを基本とします。また、乗継ぎの利便性を高めるため、水間鉄道とその他交通手段との連携強化を促進します。
- ・山手エリアや二色の浜公園、せんごくの杜への移動手段として、AI を活用したオンデマンド交通等の導入を検討します。
- ・バス路線等については、地域鉄道の二次交通として、「地域公共交通計画」に基づき、より効果的な交通手段となるよう見直しを行います。
- ・公共交通を補完する移動手段として、民間企業が所有する送迎バスや福祉送迎バスの活用について検討します。
- ・鉄道駅や主要公共施設などの乗換箇所においては、わかりやすい運行ルート図、時刻表、運賃表等の情報提供に努めます。
- ・安全で快適なバスの待合空間を提供するため、利用者の多いバス停を優先して、沿道施設と連携する等、設備の充実に努めます。



水間鉄道とその他交通手段との連携強化
(水鉄水間観音駅)

■ 道路・交通の方針図



(3) 公園・緑地の方針

1) 公園・緑地の基本的考え方

- ・ 緑地の適切な保全や緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、「貝塚市緑の基本計画」の改訂を行います。
- ・ 市民の多様なレクリエーション活動に対応していくため、既存公園の充実や地域資源を活用した公園の確保に努めます。また、市民の身近なレクリエーションやコミュニティ形成の場となる都市公園については、地域の共有財産として、公民連携による適切な維持管理に努めます。
- ・ 道路や河川等の緑を保全・育成し、海と山をつなぎ都市公園などの拠点と結ぶ「水と緑のネットワーク」の形成を推進するとともに、市民主体の緑化を促進します。
- ・ 工場立地法に基づく敷地内緑化や企業緑地の積極的な開放等により、更なる緑の量の確保と質の充実をめざします。

2) 公園・緑地の方針

①都市公園等の確保・充実

- ・ 旧庁舎跡に整備する「緑の市民広場」については、市民の憩いとふれあいの屋外交流空間として、芝生広場を整備し、各所に語らいスポットやベンチ等を配置し、多彩なイベント等への利活用を検討します。
- ・ 市民の森については、賑わいの創出や行政コストの縮減を図るため、二色の浜公園（府管理）とともに、民間による施設管理の一元化を推進します。
- ・ 水間寺に隣接し豊かな緑に囲まれた水間公園については、防災機能を強化するとともに、更なる公園の魅力向上を図るため、施設の充実や民間活力の導入について検討します。
- ・ 交流拠点であるせんごくの杜周辺では、里山保全エリアとして、歴史遺産でもある周辺の散策路等の整備を図り、周辺の自然環境や歴史遺産を活用した市民のふれあいの場の確保に努めます。



市民の森(海が見える多目的広場)



水間公園の桜並木



せんごくの杜 里山保全エリア
(けやき広場と里山交流センター)

- ・ 歴史展示館及び隣接する市民庭園については、地域の賑わいを創出し、滞在快適性等の向上を図るため、官学等によるワークショップを通じ、公民連携による施設の更なる有効活用を検討します。
- ・ 市街地における緑とやすらぎ空間を拡充するため、今後、廃止・縮小が検討されるため池等を活用するなど新たな都市公園の確保に努めます。
- ・ 公園等を誰もが安全で快適に利用できるよう、休憩スペースの設置や段差の解消・点字案内板等の設置などに努めます。
- ・ 安全な公園空間を確保するため、園路灯など防犯に配慮した公園施設の整備に努めます。



公民連携による施設の更なる有効活用
(市民庭園)

②公園等の維持管理の充実

- ・ 既存の公園・広場の施設や設備等の適切な維持管理に努めます。
- ・ 高齢者や障害者等の健康増進、子供の育成、地域の活性化などにもつながる場として、インクルーシブ（分けへだてのない）機能の強化等、さまざまな観点から公園整備について検討します。
- ・ 都市公園等については、地域に愛される公園づくりや地域の環境美化に取り組むため、地元自治会や企業、ボランティア団体等との協働により、継続的に清掃や緑化などの活動を実施する“アドプト・プログラム”の活用を促進します。



既存施設の適切な維持管理(東山中央公園)

③スポーツレクリエーション活動の増進

- ・ 市民の健康づくりの環境整備を進めるため、ウォーキングやサイクリング等のコース紹介や案内表示板の設置などに努めます。

④緑の保全・創出とネットワークの形成

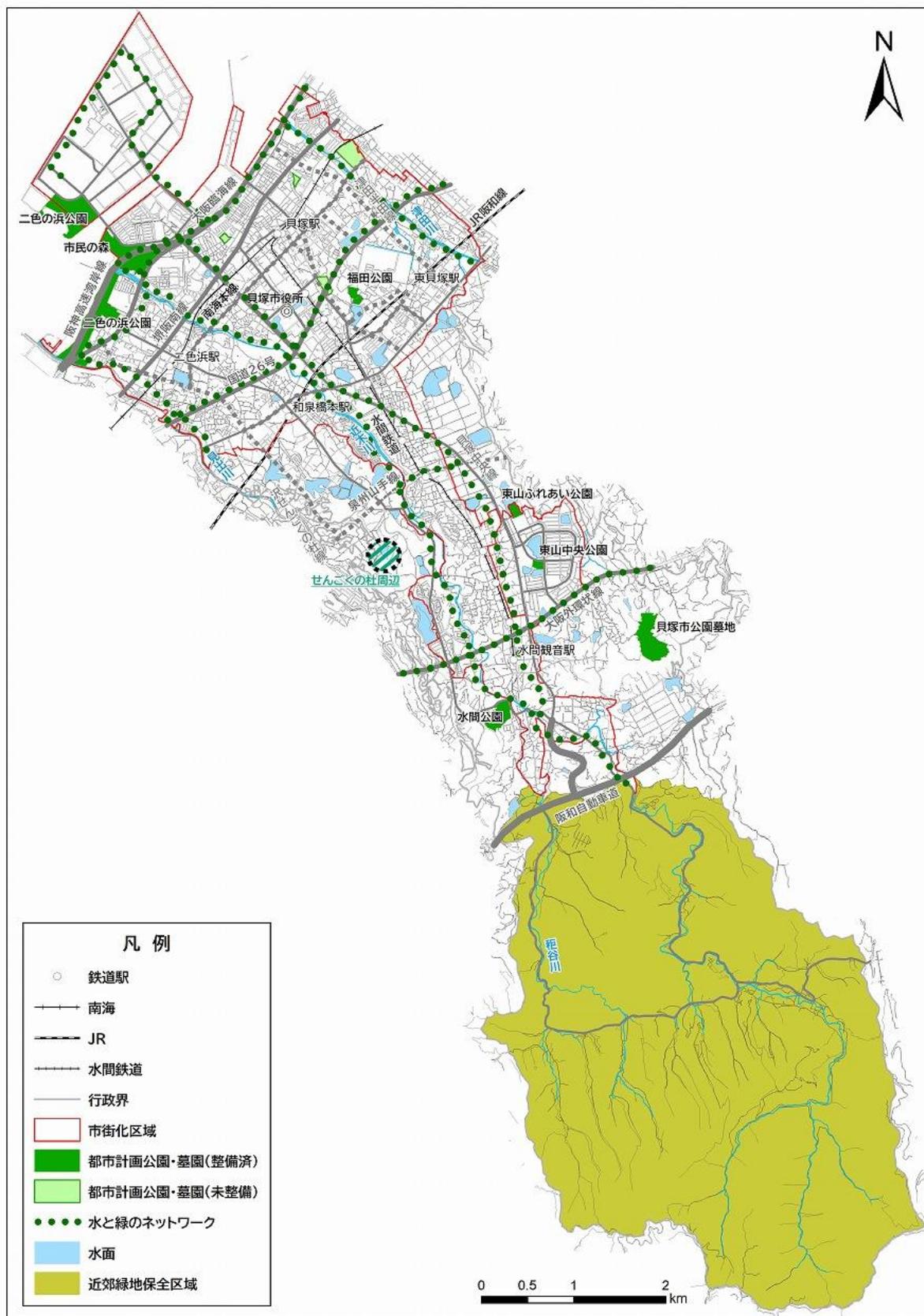
- ・ 幹線道路等における街路樹の適切な維持管理と充実に努めます。
- ・ 二色の浜産業団地内の緑地や近木川の河口干潟（汽水ワンド）など、臨海・河川緑地の保全、創出に努めます。
- ・ 大規模な公園等の拠点を道路の緑や河川等で結ぶ「水と緑のネットワーク」の形成に努めます。

⑤公民連携による緑化の推進

- ・ 市民団体等と協力しながら、緑あふれるまちづくりを進めるため、緑化推進運動を促進します。



■公園・緑地の方針図



(4) 下水道・河川の方針

1) 下水道・河川の基本的考え方

- ・ 下水道整備を効果的に推進するとともに、合併処理浄化槽の普及を促進し、河川・水路など公共用水域の水質保全を図ります。また、排水路の越流などによる浸水被害を防止するため、雨水排水施設の整備を推進します。
- ・ 河川については、市民との協働、河川管理者などとの連携のもと、流域治水の考えに基づく洪水対策の促進や農業用水など利水の維持、生物の生育・生息の多様性や景観の保全・創出など河川環境向上の取組みを促進し、治水・利水機能と河川環境が調和したうおいのある河川づくりに努めます。なお、近木川、津田川の具体的な整備方針については、大阪府が策定する「河川整備計画」に基づくものとします。

2) 下水道の方針

①総合的な汚水・雨水対策の推進

- ・ 公共用水域の水質浄化をめざし、下水道整備（汚水）の推進や合併処理浄化槽の普及を促進するとともに、事業所等の立入検査により、水質の監視に努めます。
- ・ 排水路の溢水による浸水を解消するため、既存水路の改修など雨水排水施設の整備に取り組みます。
- ・ 臨海部等における低地浸水を防止するため、雨水ポンプ場の整備や「貝塚市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、雨水ポンプの設備・機能更新、既存施設の適切な点検・維持管理等を行うとともに、停電時に必要な非常用発電機の整備を推進します。

②下水道整備の推進

- ・ 「第4次貝塚市中長期下水道整備計画」に基づき、投資効果の高い区域を優先した整備計画を策定し、下水道整備（汚水）を効率的に推進します。
- ・ 下水道計画区域（汚水）の見直しを行い、区域外においては合併処理浄化槽による処理を促進します。
- ・ 汚水については、供用開始区域における水洗化を促進するため、広報紙やホームページなどにより下水道接続の必要性の周知・啓発に努めます。

③持続可能な下水道の実現

- ・ ポンプ場や管渠などの下水道施設については、今後相当数の施設の老朽化が危惧されますが、下水道（汚水）を長期にわたり使用可能とするため、「貝塚市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、計画的で効率的な改築、更新を行い、持続可能な下水道の実現に努めます。



既存施設の適切な維持管理（津田雨水ポンプ場）

④合併処理浄化槽等の整備促進

- ・ 総合的な汚水処理対策を進めるため、「貝塚市生活排水処理基本計画」に基づき、下水道計画区域外においては合併処理浄化槽の設置を促進します。

3) 河川の方針

①治水対策の促進

- ・ 高潮、洪水等による災害の防止または軽減を図るため、防潮水門等の適切な維持や河川の改修等により、安全性の強化に努めます。
- ・ 流域内での開発については、流出量が増加しないよう、開発者に対して、大阪府が定める「調整池等流出抑制施設技術基準(案)」や「貝塚市開発指導要綱」等に基づき、調整池等の流出抑制施設を設置するなどの指導を行います。
- ・ 水害防止に有効な雨水対策を進めるため、水田貯留の促進や公共施設における雨水利用、雨水浸透枳の設置に努めるとともに、家庭や事業所においても敷地内における浸透施設等の設置や雨水利用を促進します。
- ・ 開発条例を制定し、開発協議における流域治水に資する貯留・浸透施設等の設置を促進します。
- ・ 住民の迅速な避難誘導を図るため、警戒避難体制を強化するとともに、避難路や降雨時における雨量、水位等の情報提供に努めます。



流出抑制機能を持つ森大池



雨水貯留施設

②適正な利水対策

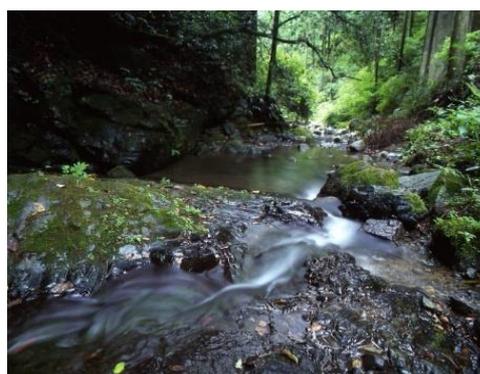
- ・ 現在の農業用水取水施設等の機能維持を基本として、適正かつ効率的な水利用が図られるように努めます。

③河川環境の整備

- ・ 環境軸である近木川においては、地域との協働による取組みを一層促進し、生態系の保全や環境教育の場として河口干潟（汽水ワンド）の自然再生等を進めるとともに、稲谷川においては、アドプト・プログラムの取組みと併せて、親水性に配慮した川づくりの取組みを促進します。
- ・ 津田川、稲谷川においては、生物多様性に配慮した自然豊かな川づくりの取組みを引き続き促進します。

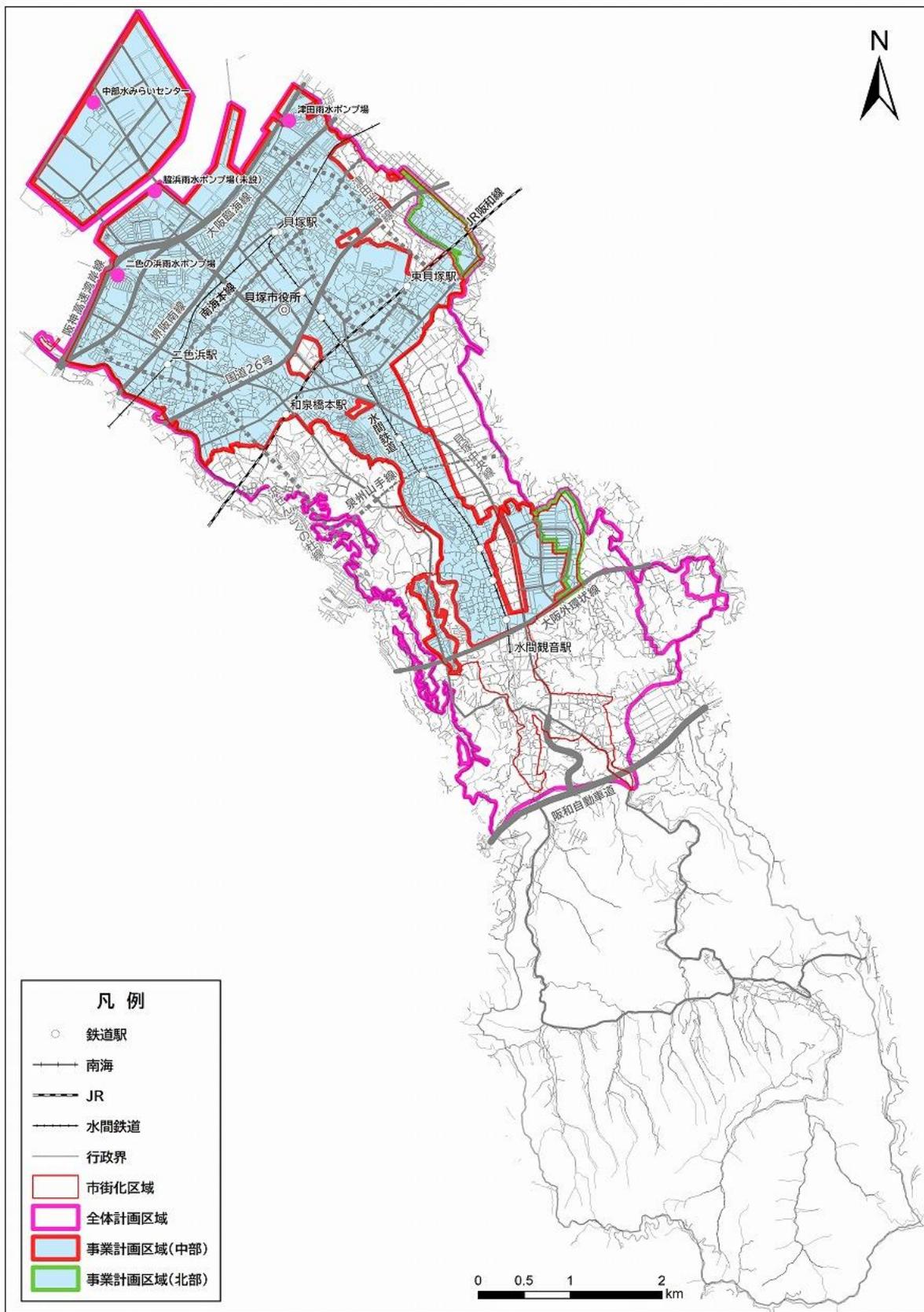


自然再生が進む近木川汽水ワンド

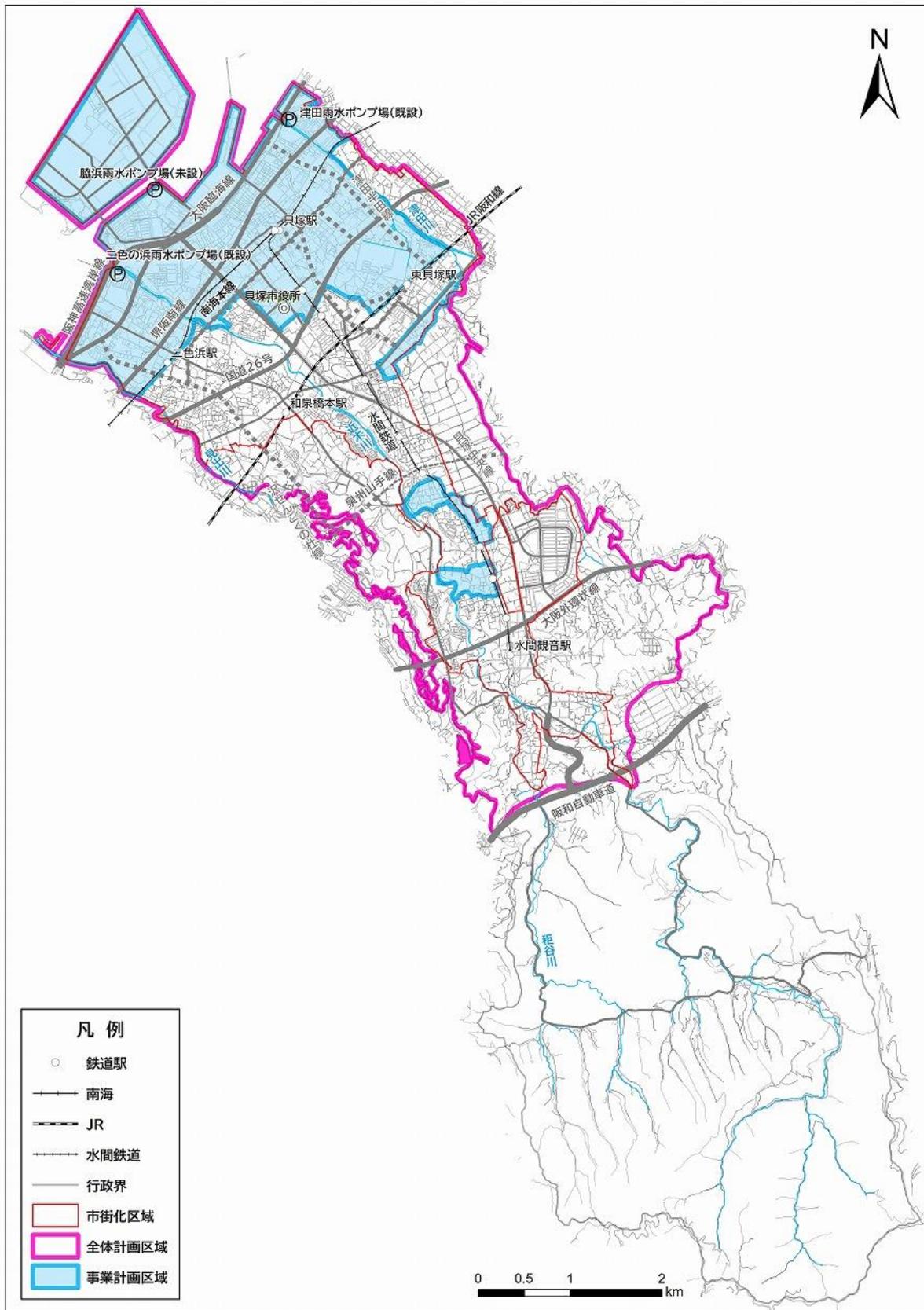


自然豊かな川づくり(稲谷川)

■ 下水道（汚水）の方針図



■ 下水道（雨水）の方針図



(5) その他公共施設の方針

1) その他公共施設の基本的考え方

- ・ 将来にわたり持続可能な行政サービスを提供するため、「貝塚市公共施設等総合管理計画」に基づき、最適な規模と機能を備えた形態やそれぞれの機能を統合した利便性の高い施設へ再配置するとともに、個別の長寿命化計画などに基づいた計画的な維持管理に努めます。
- ・ 人口や税収の減少が懸念されるなか、共同調達・一括発注等の広域連携について、近隣市町との協議を進めるとともに、全て自らが施設を整備し運営するフルセット主義から脱却するため、更なる広域の取組みを推進します。
- ・ 安全で快適な教育・文化施設を市民に提供することにより、「学び」や「文化」の質を高めるとともに、誰もが利用しやすい公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインを推進します。

2) その他公共施設の方針

①教育施設等の方針

- ・ 子どもたちや住民が、学校施設を安全・安心に将来にわたり使い続けられるよう、「貝塚市学校施設長寿命化計画」に基づき、適正な規模と必要な機能を備えた施設の確保とともに、効率的な維持管理に努めます。
- ・ 教育施設等については、引き続き天井や壁など非構造部材の耐震化や備品等の落下、転倒防止に努め、安全な教育環境を維持します。

②文化施設等の方針

- ・ 自然遊学館、善兵衛ランドについては、交流人口や関係人口の増加を図るため、市民ニーズに応じた効果的な事業や情報提供を実施し、引き続き利用者等の拡大に努めます。



自然遊学館



善兵衛ランド

- ・ 図書館については、引き続き近隣市町での相互利用を実施するとともに、蔵書の充実等、より利便性の高い環境整備に努めます。
- ・ 市民文化会館(コスモシアター)については、近隣市町においても同種機能を持っていることから、広域利用や備品等の共同調達等について検討するとともに、文化芸術活動の拠点として、一層の利用促進に努めます。
- ・ ひと・ふれあいセンター、やすらぎ老人福祉センター、



図書館

青少年人権教育交流館の3館及び東共同浴場についてはそれぞれの機能を集約した誰もが利用しやすい安全・安心な複合施設として整備を推進します。

- ・ 公共施設の再配置に伴い発生する公的不動産については、新たな都市機能の整備地等として有効活用に努めます。また、公有地等の賃貸及び売却等については、関係機関とも連携し、効率的かつ効果的に進めます。

③墓園、斎場の方針

- ・ 墓園は周辺環境との調和に配慮するとともに施設の維持と充実に努めます。
- ・ 超高齢社会の進行に伴い、今後増大する火葬需要に対応するため、「岸和田市・貝塚市新斎場整備基本計画」に基づき、岸和田市と連携し、新斎場の整備を推進します。

④公共施設におけるバリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進

- ・ 多くの人が利用する公共施設のうち、新設する施設については、「バリアフリー新法」をはじめ、「大阪府福祉のまちづくり条例」などに基づき、エレベーター、音声誘導装置などの設置を進めるとともに、既存の施設についても段差の解消や障害者等の利用に配慮したトイレ、誘導用ブロックの設置などの改善に努めます。
- ・ 新たな公共施設の整備にあたっては、あらゆる人の利用を容易にするため、ユニバーサルデザインの導入を検討します。
- ・ 新庁舎における各種申請手続については電子申請、交付手数料などの支払いについてはキャッシュレス決済や現金自動精算が可能な対面式セミセルフレジの導入に取り組んでおり、今後もより一層のICT化の推進により、利便性の向上に努めます。



新庁舎



市民文化会館(コスモシアター)

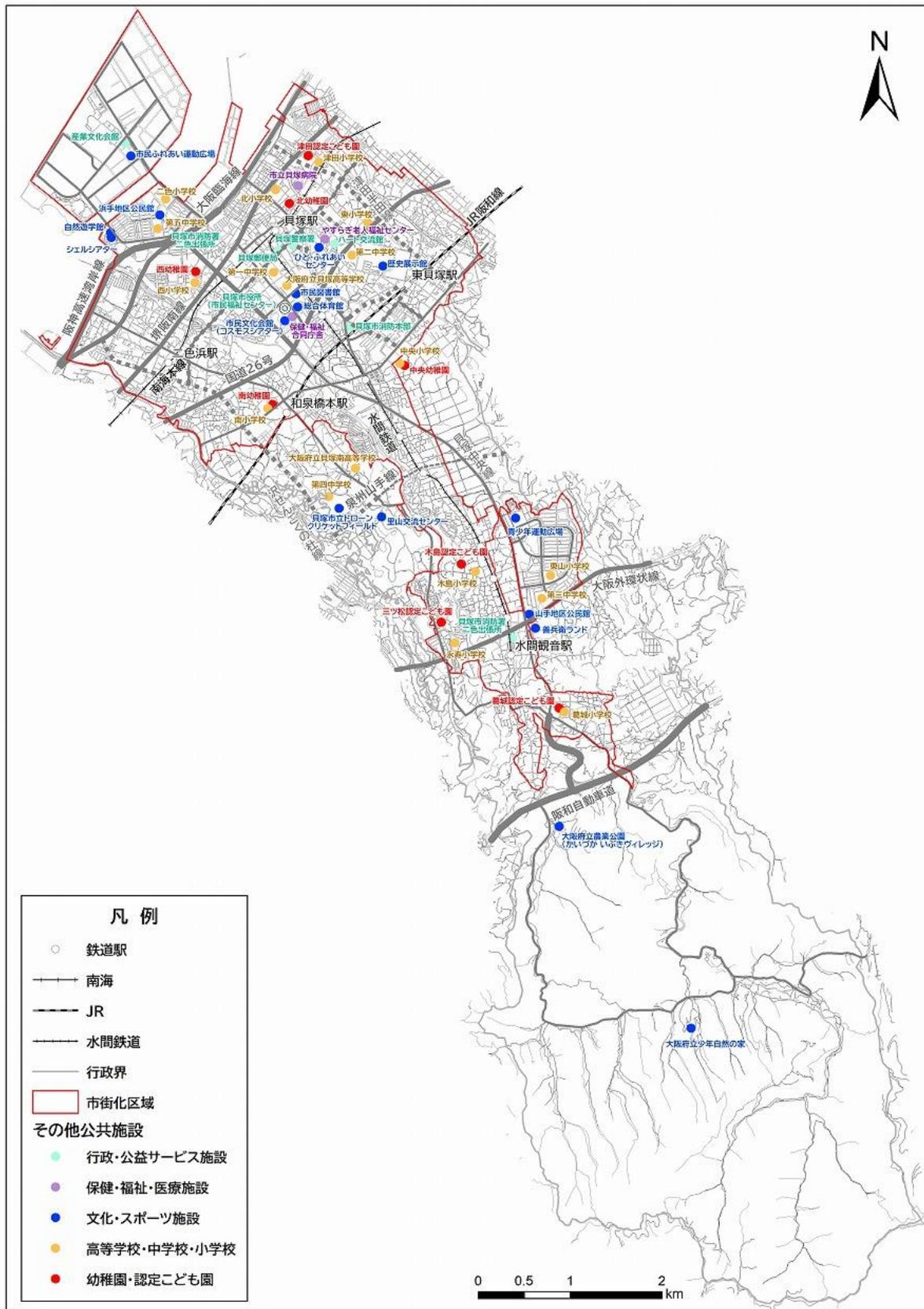


ICT化の推進(新庁舎におけるセミセルフレジの導入)



公共施設のバリアフリー化(老人福祉センター 新庁舎4階)

■その他公共施設の方針図



(6) 市街地・住宅地の方針

1) 市街地・住宅地の基本的考え方

- ・ 鉄道駅周辺においては、商業・業務機能や居住機能などの集積・強化に努めるなど、地域特性を活かした市街地の活性化を推進します。
- ・ 空き家については、「貝塚市空家等対策計画」に基づき、定期的の実態調査を行うとともに、適正管理、発生の抑制、利活用に資する施策を推進します。
- ・ 公民連携による歴史的街並みの保全、良好な住環境の維持・向上や市街地内空閑地における良質な住宅地の供給など、定住性の高い魅力ある市街地の形成に努めます。

2) 市街地の方針

① 都市拠点の充実

- ・ 本市の都市拠点である南海貝塚駅周辺については、土地の有効利用等により、商業・業務機能などの都市機能と居住機能の集積を促進するとともに、寺内町等の地域特性を活かした個性と賑わいのある市街地の形成に努めます。
- ・ 南海貝塚駅東側については、管理不全の空き家の解消を進めるとともに、居心地がよく市民が憩える空間となるよう、既存都市計画の見直しを行い、道路や駅前広場、公園等の都市基盤施設や交流空間の整備を推進します。



南海貝塚駅東側

② 生活拠点の充実

- ・ 生活拠点である南海二色浜駅、JR 東貝塚駅、JR 和泉橋本駅、水鉄水間観音駅周辺等の市街地については、生活利便機能や福祉サービス機能等の都市機能や居住機能等の向上及び交通結節機能の充実に努めます。
- ・ JR 東貝塚駅西側については、新たに整備される改札口に併せて、駅前広場やアクセス道路の整備を実施し、高齢者や障害者を含むすべての人の移動の安全性、快適性の向上に取り組みます。
- ・ 交通結節点における利用者の安全性、利便性の向上を図るため、南海二色浜駅については、東側に新たな改札口を設置し、西側に駅前広場を整備します。また、JR 和泉橋本駅では、東側駅前広場の整備や西側改札口の設置を検討します。



南海二色浜駅西側



JR 和泉橋本駅東側

③行政機能の更なる充実

- ・新庁舎を中心に行政機関が集積するシビックコアの形成と市民の利便性の向上を図るため、貝塚警察署や大阪府岸和田子ども家庭センターの移転を計画的に進めるとともに、新庁舎における行政手続きの円滑化を推進します。また、利用環境の向上を図るため、引き続き、公共交通との連携の強化に努めます。

④密集市街地の改善

- ・寺内町周辺の密集市街地に相当する区域については、地域住民の主体的なまちづくりの取組みを基本に、地区計画制度や建築協定の活用など、地区の特性に応じた改善方法の検討を進めます。

⑤歴史的街並みの保全と活用

- ・寺内町については、今後策定する「貝塚市文化財保存活用地域計画」に基づき、文化財や町割りの保存を計画的に進めるとともに、観光施策の一つとして道筋・地形等を活かした歴史的街並みの保全や飲食店、宿泊施設等としての活用を図るなど、公民連携による取組みを進めます。



歴史的街並み(寺内町)

⑥良好な住環境の維持・向上

- ・老朽空き家については所有者に対し、「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「貝塚市空き家等対策の推進に関する条例」に基づく助言、指導や補助制度に関する情報提供などを行い、除却等も含めた適正な維持管理を促す等、住環境の保全に努めます。
- ・良好な市街地を形成するため、住宅・産業共存地区等については、地区計画制度等を活用し、地区の特性に応じたきめ細かなルールづくりを促進します。

⑦市街地内空閑地の有効利用

- ・農地や工場跡地等が混在する市街地においては、良好な市街地環境を形成するため、周辺農地の保全等に配慮し、必要に応じ、地区計画制度等の活用を検討します。

⑧計画的な土地利用の誘導

- ・JR 和泉橋本駅東側では、駅周辺の利便性の高い立地条件を活かし、生活利便施設や産業施設等の立地誘導を図るため、市街化区域への編入を検討するとともに、良好なまちづくりを計画的に行うため、土地区画整理事業を検討します。



計画的な土地利用(JR 和泉橋本駅東側)

3) 住宅地の方針

①良質な民間住宅の供給

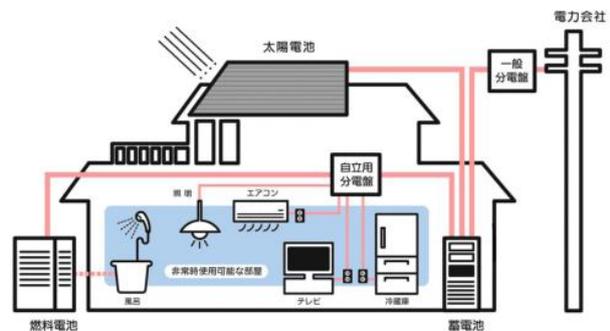
- ・ 民間住宅の開発においては、「貝塚市開発指導要綱等」に基づき、開発者と十分な協議を行い、優良な住宅地等の供給を促進します。
- ・ 住宅市街地においては、良好な住環境の維持・向上に努めるとともに、居住誘導区域内への住宅立地を促進します。

②空き家の有効活用

- ・ 若年・子育て世帯の転入・定住を支援するため、主として、居住誘導区域内における住宅取得費用補助の対象となる空き家等の有効活用を図ります。
- ・ 安心 R 住宅制度の活用等により、空き家となっている中古住宅の流通促進に努めます。
- ・ 利用可能な空き家については、空き家バンクや空き家相談会等を通じ、住宅や店舗、地域交流施設等への活用を促進します。

③環境にやさしい住宅の普及

- ・ 貝塚市住宅用省エネルギー設備設置費補助制度や住宅特定改修特別税額控除等の支援制度の情報提供に努め、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）など、環境に配慮した住宅の普及に努めます。



住宅用省エネルギー設備設置費補助制度

④安全・安心な住宅の確保

- ・ 建築基準法による新耐震基準が施行される昭和 56 年 5 月以前に建設された住宅については、「貝塚市耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断・耐震改修を促進します。
- ・ 居住誘導区域内においては、バリアフリー構造等を有し、高齢者を支援するサービスを提供するサービス付き高齢者向け住宅の立地誘導に努めます。
- ・ 大阪府リフォームマイスター制度や、（公財）住宅リフォーム・紛争処理センターのリフォームに関する相談窓口（住まいのダイヤル）の活用により、市民が安心してリフォームできる環境の形成に努めます。

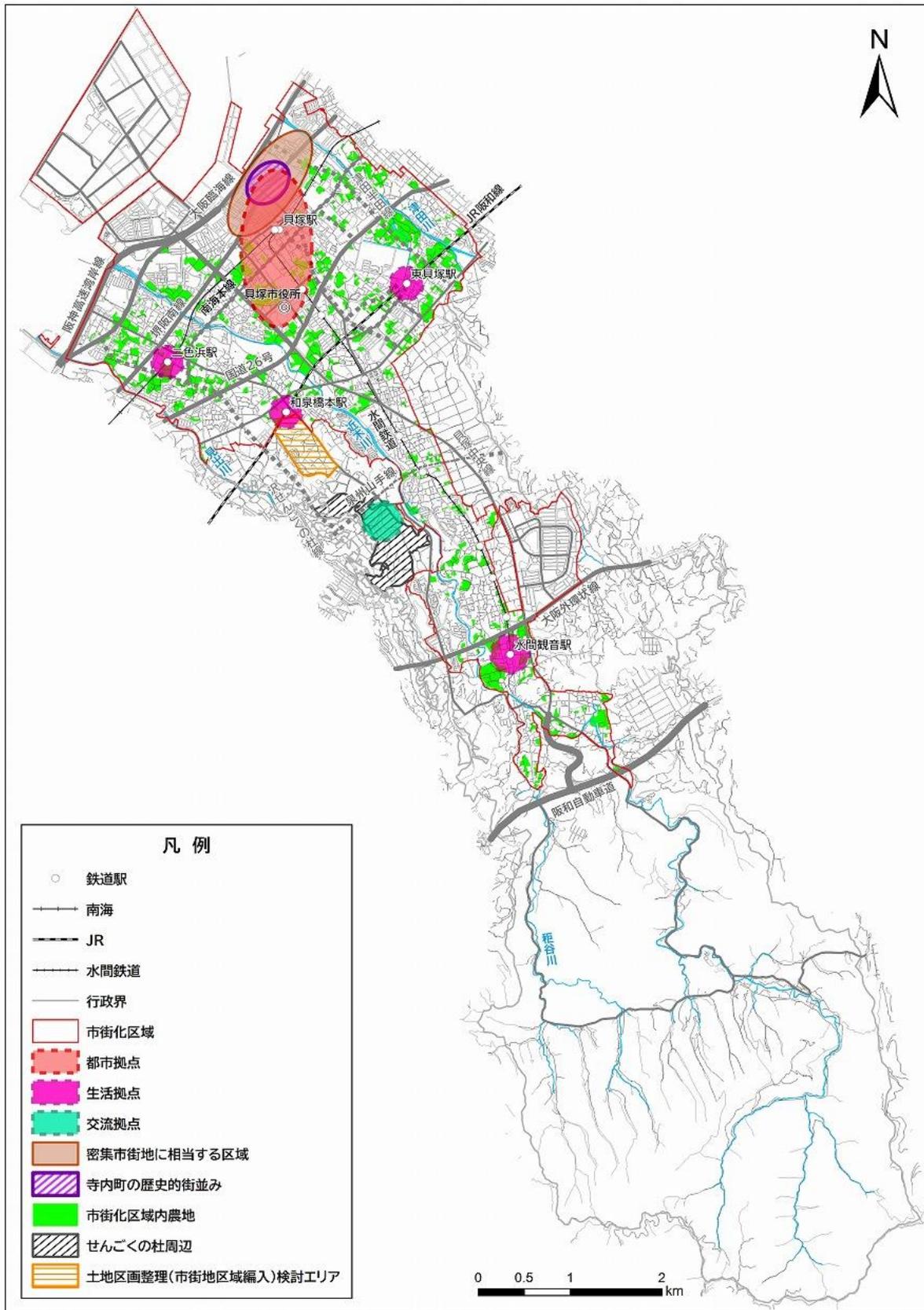
⑤市営住宅の計画的な再編・整備

- ・ 市営住宅に入居する、階段による昇降が困難な世帯に対し、上層階から低層階への住替えができる制度の活用を努めます。
- ・ 「貝塚市営住宅長寿命化計画」に基づき、人口減少を踏まえた需要の見通しと民間借家の活用を踏まえ、市営住宅の修繕と用途廃止を計画的に進め、必要に応じ、用途廃止後の集約建替を検討します。

⑥府営住宅の住環境改善

- ・ 府営住宅については、「大阪府営住宅ストック総合活用計画」に基づき、大阪府が進める建替え事業や集約事業等に併せて、周辺環境も含めた住環境の改善を促進します。

■市街地・住宅地の方針図



(7) 地域環境に関する方針

1) 地域環境に関する基本的考え方

- ・ 自然資源や農空間とともに、多彩な歴史文化資源等の保全と活用により、定住性の向上や観光・交流のまちづくりの推進など、個性豊かで魅力のある地域環境の育成に努めます。
- ・ 文化財を活用した取組みを実施するため、「貝塚市文化財保存活用地域計画」を策定し、まちづくりや観光等の地域振興に活かす仕組みの構築を進めます。
- ・ 地球温暖化や公害の防止など、公民連携により、環境にやさしい持続可能なまちづくりを推進します。

2) 地域資源の保全と活用の方針

① 自然環境の保全と活用

- ・ 和泉葛城山ブナ林（国指定天然記念物）の保全など、森林を市民共通の財産として次代に継承していくため、「貝塚市森林整備計画」に基づき、多様な主体の参加、協働による間伐・下草刈りや和泉葛城山登山道の環境整備等、森づくりを推進します。
- ・ 自然とのふれあい施設である大阪府立少年自然の家、大阪府立農業公園（かいづか いぶきヴィレッジ）等を拠点に環境教育の取組みを促進します。
- ・ 市民等の環境保全意識を高めるため、自然遊学館の環境教育活動や市民活動を促進します。
- ・ 市民が気軽に自然や農空間とのふれあいを楽しむことができるよう、大阪府立少年自然の家、大阪府立農業公園（かいづか いぶきヴィレッジ）、かいづか いぶき温泉などの施設をつなぐ“農のウォーキングロード”の活用等により、幅広い交流を促進します。
- ・ せんごくの杜の里山保全エリアについては、「貝塚市文化財保存活用地域計画」に基づき、自然環境の保全や歴史資源の保護と併せて、地域資源の有効活用や賑わいの創出を検討します。

② 農空間の保全と活用

- ・ 農業経営基盤強化促進法（基盤強化法）の「地域計画（人・農地プラン）」に基づき、遊休農地の解消等に努めるとともに、6次産業化等農業経営の安定化により、農空間の保全と活用を図ります。
- ・ 良好な都市環境に資する生産緑地地区の保全とともに、農地やため池、水路等が一体となった緑豊かな農空間の活用に努めます。
- ・ 市民が農業への理解や認識を深めるとともに地域コミュニティの場となるよう、地権者の協力のもと市民農園の拡充に努めます。
- ・ 農地の保全と活用を図るため、「大阪府農空間保全地域制度」を活用し、農業者等との協働により、遊休農地の解消などに取り組みます。
- ・ 農業の活性化を図るため、大阪府立農業公園（かいづか いぶきヴィレッジ）、木積農の里を拠点とした交流型農業や観光農業を促進します。

③ 観光のまちづくりの推進

- ・ 地域固有の資源を活用し、個性のある都市づくりを推進するため、公民連携により、紀州街道と一体となった寺内町の歴史的街並みの保全・活用に努めます。

- ・ 交流や市民の健康志向による地域振興を推進するため、社会教育施設をはじめ、観光・交流レクリエーション施設等をネットワーク化する観光コース(貝塚市周遊ガイドブック)やサイクリングコースの効果的な情報発信に努めるとともに、周遊コースを活用したイベントの開催等を検討します。
- ・ 観光地を効率よく巡る移動手段としてシェアサイクルを導入するなど、観光客の周遊を促進します。
- ・ 豊富な地域資源の魅力を効果的に発信するため、KIX 泉州ツーリズムビューローと連携し、泉州地域における広域観光の振興に取り組みます。
- ・ 観光・交流の振興を図るため、二色の浜や和泉葛城山などの自然環境をはじめ、寺内町や孝恩寺、水間寺などの歴史文化遺産、また、太鼓台祭りやだんじり祭りなどの伝統行事や伝統産業（和泉櫛、欄間、唐木指物、綿スフ織物等）に関する情報の発信に努めます。
- ・ 地域の歴史文化に関する知的資源として観光ボランティアの活用を促進するため、観光ボランティアガイド協会の充実と併せてボランティアの育成を支援します。



太鼓台祭り



だんじり祭り

3) 環境保全の方針

①地球温暖化防止対策の推進

- ・ 脱炭素社会の実現をめざすため、民間施設を含めた温室効果ガスの排出量削減に関する計画である「第5期貝塚市地球温暖化対策実行計画」を推進します。
- ・ 行政関係機関において、環境性能に優れた低公害・低燃費自動車や省エネルギー化、再生可能エネルギーの活用等に努めるとともに、公共施設については、照明のLED化や高効率空調機、窓の断熱化、創エネや省エネによりエネルギー消費量を実質ゼロとすることをめざす ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）等の導入を検討します。
- ・ 創エネや省エネによりエネルギー消費量を実質ゼロとすることをめざす ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）などに対する国の支援制度の周知に努めます。
- ・ 地球温暖化の防止に寄与するため、緑地協定等による民有地の緑化（生垣等）、グリーンカーテン（ツタ等の垂直緑化など壁面の緑化）づくりの啓発などに努めます。

②プラスチックごみゼロ宣言の推進

- ・ プラスチックごみによる河川や海洋汚染を防止するため、紙等のプラスチック代替品活用の促進など、プラスチックごみゼロに向けた取組みを推進します。

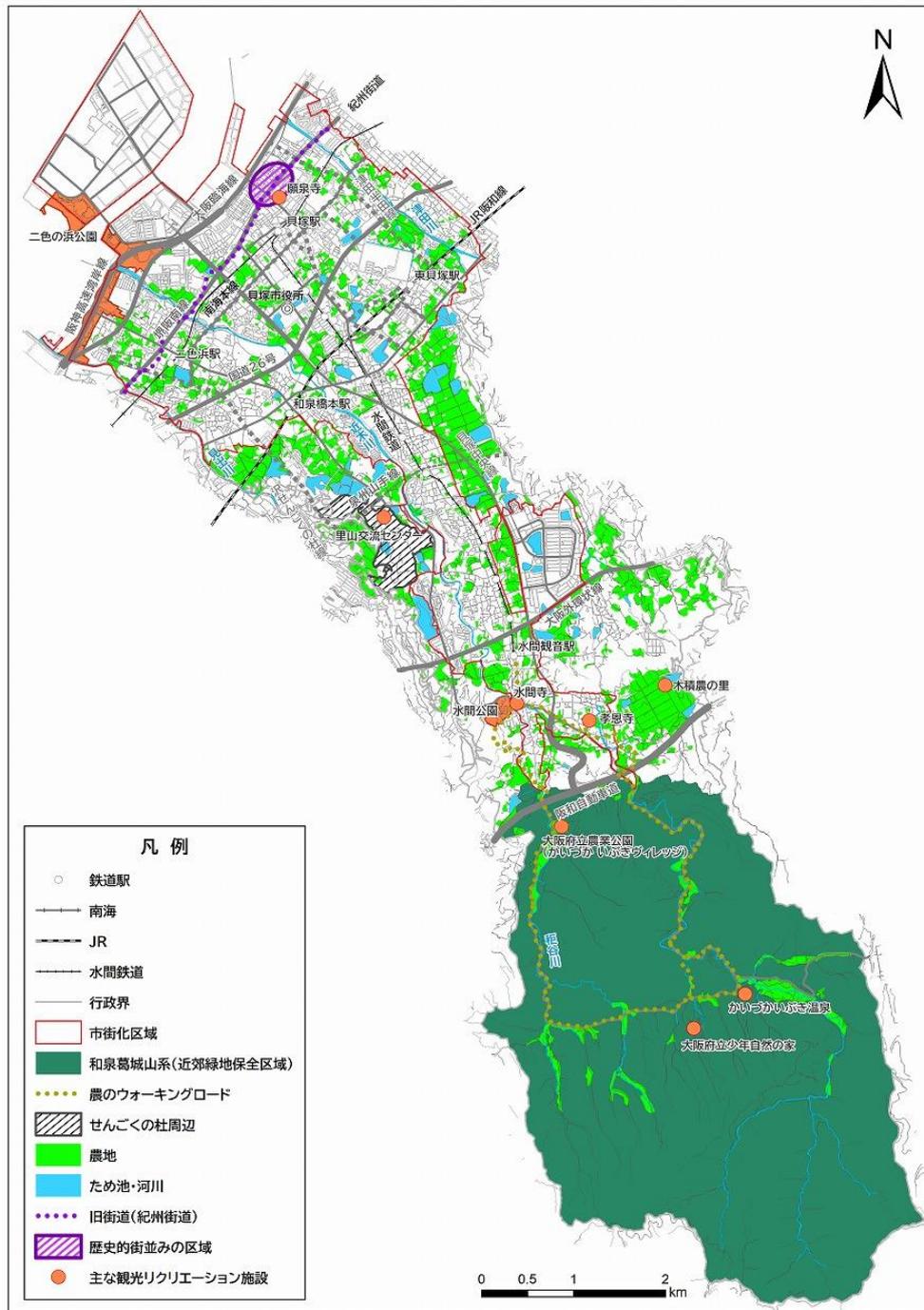
③公害防止対策の推進

- ・ 廃棄物の不法投棄や野焼きなどについて、関係機関の協力のもと、監視・指導の強化に努めます。
- ・ 騒音・振動など近隣公害を未然に防止するため、地域と連携し、公害防止や環境保全意識の向上に努めます。
- ・ 住宅と工場等が混在する地区においては、働きやすく住みやすい環境を確保するため、地区計画制度の活用等により土地利用を誘導し、騒音・振動等の発生源となる工場・事業場と住居が隣接しないように努めます。

④ごみ処理施設の設備更新

- ・ 市民とともに、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再利用）に取り組むとともに、岸和田市貝塚市クリーンセンターの適正な運営を図ります。また、最終処分されるごみの減量化や、焼却に伴い発生する余熱の利用など資源の有効活用を図ります。
- ・ ごみ処理施設の機能を維持するため、クリーンセンターの基幹的設備の改良工事を実施し、設備更新等による延命化を図ります。

■ 地域環境に関する方針図



(8) 景観形成の方針

1) 景観形成の基本的考え方

- ・ 二色の浜や和泉葛城山系、水間寺などの貴重な景観資源を活用し、活力と魅力ある都市景観を創出するとともに、水と緑による景観ネットワークの形成に努めるなど、景観まちづくりを推進します。
- ・ 寺内町などの歴史的景観の保全・活用とともに、公民連携により、住宅地、商業地、工業地、幹線道路沿道などにおいて地域特性に応じた都市景観の形成に努めます。
- ・ 屋外広告物については、大阪府屋外広告物条例に基づき、適正な規制・誘導を図ります。

2) 景観形成の方針

① 景観法の活用と協働による景観づくりの推進

- ・ 本市の良好な景観形成を推進していくため、景観法に基づく景観行政団体への移行、景観計画の策定及び景観条例の制定に取り組みます。
- ・ 市民協働による美しい街並みを創出するため、景観づくりの制度等に関する情報の提供とともに、市民主体の景観形成活動の支援に努めます。

② 水と緑豊かな景観の形成

- ・ 和泉葛城山系の自然環境については、金剛生駒紀泉国定公園や近郊緑地保全区域などの規制・誘導等により、引き続き景観の保全に努めます。
- ・ 和泉葛城山に立地する建築物等については、良好な自然景観と調和した形態・意匠・素材などの誘導に努めます。
- ・ 公民連携により遊休農地を活用した景観作物（コスモス、ひまわり等）の栽培や、棚田等の保全に努め、山間部の自然と調和した美しい農村景観づくりに取り組みます。
- ・ 都市近郊の貴重な緑空間を確保するため、農地とため池が周辺の丘陵地の緑と一体となった田園丘陵地景観の保全に努めます。
- ・ 大阪臨海線より海側の区域においては、二色の浜産業団地等における緑豊かなゆとりある産業景観や湾岸に映える魅力的な住宅地景観の形成とともに、二色の浜公園の自然環境と一体となった景観の保全を促進します。
- ・ 近木川等の河川やため池については、河川管理者や地元住民等と連携しながら、良好な水辺景観の保全・整備を促進します。



景観作物(コスモス)

③ 歴史的資源を活かした景観の形成

- ・ 文化財の保存・活用を計画的に進めるため、「貝塚市文化財保存活用地域計画」の策定とともに、紀州街道の歴史的な建物等が残る街並みについて、周辺の歴史文化資源と調和した景観づくりに取り組みます。
- ・ 地域特性を活かした個性ある景観を形成するため、公民連携により、寺内町の街並みや水間寺周

辺などの歴史的景観の保全と活用に努めます。

④魅力ある住宅地景観の形成

- ・ 地域が主体となった魅力ある住宅地景観を創造するため、市民の景観づくりに対する意識の高揚に努めます。
- ・ 大阪外環状線より山側の区域については、和泉葛城山系の眺望に配慮した緑化を促進するとともに、背景となる山並みとの調和に配慮した景観づくりに努めます。

⑤快適で賑わいのある商業地景観の形成

- ・ 多くの人が集い・交流する空間でもある鉄道駅周辺等の商業地においては、ゆとりある歩行空間の確保など快適で賑わいのある景観の形成に努めます。

⑥良好な工業地景観の形成

- ・ 産業拠点である臨海部の二色の浜産業団地をはじめ、内陸部の工業地などにおいては、緩衝緑地等の確保とともに、緑化による修景化を促進します。

⑦市役所周辺における公共施設景観の維持・向上

- ・ 公共施設が集積する市役所周辺においては、良好な景観の維持・向上を図るため、街路樹や敷地内の緑の適切な管理に努めます。
- ・ 公共建築物をはじめ、道路や街路樹などの整備にあたっては、緑化の推進や周辺と調和した景観の形成に努めます。



市役所周辺の緑豊かな景観(ケヤキ並木)

⑧緑豊かな沿道景観の形成

- ・ 大阪外環状線や(都)泉州山手線沿道においては、緑豊かな景観づくりを促進します。
- ・ 国道 26 号沿道においては、市役所周辺の良好な景観との調和や近木川、津田川等の緑の軸と連携した緑豊かな景観づくりを促進します。

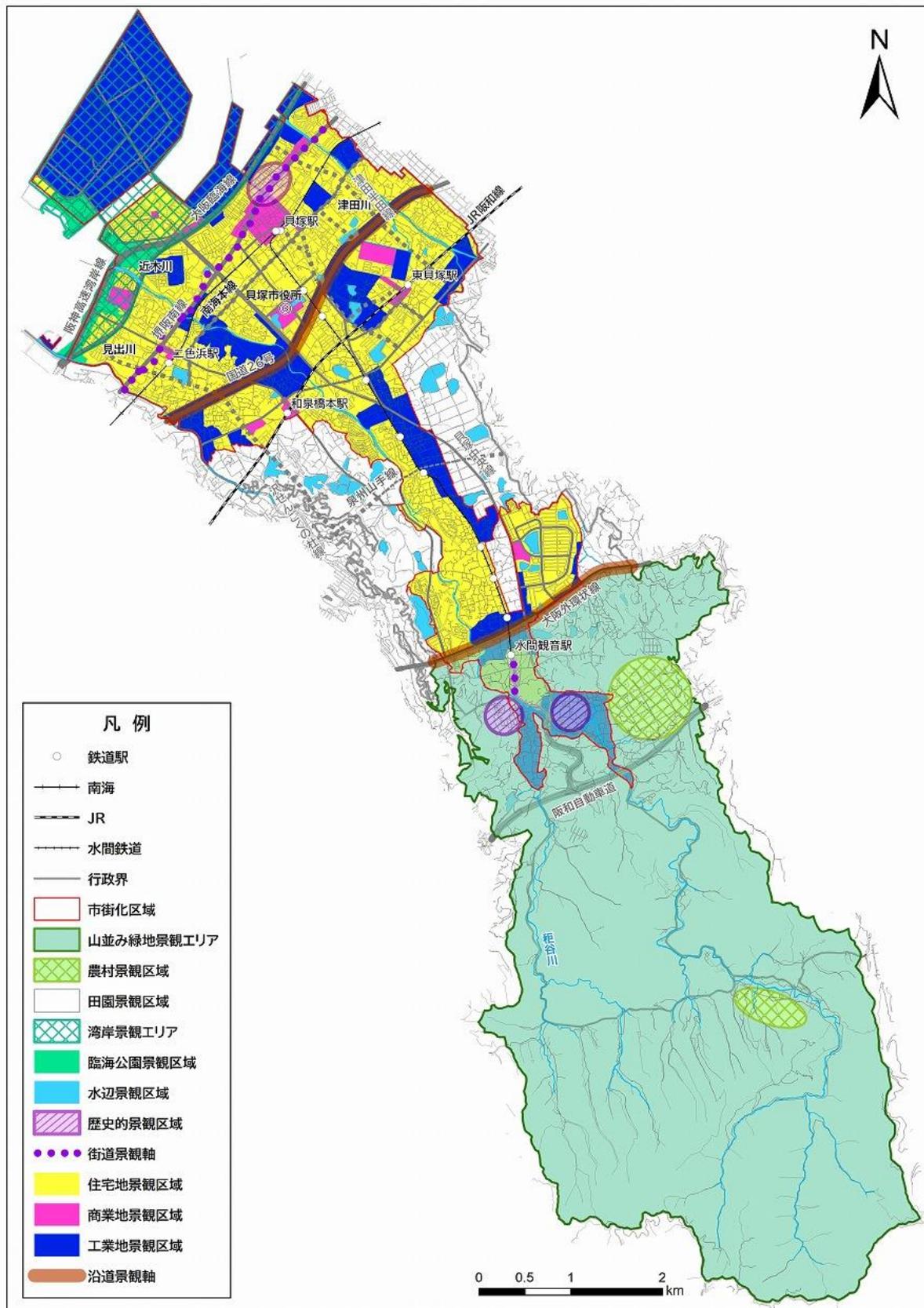


和泉葛城山系の緑豊かな景観



二色の浜海辺景観

■ 景観形成の方針図



(9) 都市防災の方針

1) 都市防災の基本的考え方

- ・ 自然災害等による被害の軽減を図るため、「貝塚市地域防災計画」に基づき、総合的な防災・減災対策に取り組めます。
- ・ 土砂災害特別警戒区域など災害リスクの高い地域においては、土地利用の適切な制限や、より安全な地域への居住の誘導などに取り組めます。
- ・ 阪神・淡路大震災や東日本大震災など、大規模な被害をもたらす災害に対しては、市民の安全確保を第一に、避難体制の整備・啓発に努めるなど、市民協働により安全・安心なまちづくりを推進します。

2) 都市防災の方針

①地域防災計画の適切な見直し

- ・ 「貝塚市地域防災計画」については、防災施策の充実とともに、災害復旧体制、事前復興等を強化していくため、大阪府地域防災計画の修正や状況の変化等に応じて適切な見直しを行います。

②防災基盤の整備

- ・ 一時避難地や延焼の遮断機能を有する都市公園、緑地などの確保、農地やため池などのオープンスペースの保全に努めます。
- ・ 海岸部周辺においては、延焼防止機能や防風・防潮機能等も有する樹木の確保など緑化を促進します。
- ・ せんごくの杜防災広場については、本市の防災拠点として、施設の充実や適切な維持管理に努めます。
- ・ 「貝塚市防災農地登録制度」の活用を促進し、災害時における市民等の避難場所や復旧活動のための用地の確保に努めます。
- ・ 学校、幼稚園、保育所、認定こども園などの施設については、設備や備品の落下、転倒防止に努めるとともに、耐震化を促進します。
- ・ 災害時における適切な応急活動を進めるため、備蓄倉庫、耐震性貯水槽などの整備に努めます。



せんごくの杜 防災広場(防災拠点)



防災農地



耐震補強工事(新蕎原大橋)

- ・避難生活や救援活動などを支える社会基盤として、道路・橋梁、防火水槽などの耐震補強を推進するとともに、病院など緊急性の高い施設を優先的に、上下水道、電気、ガスなどのライフラインの耐震化を促進します。

③避難・災害復旧体制の充実

- ・迅速な避難誘導や救助活動を行えるよう、緊急地震速報をはじめとする防災情報の伝達手段として、防災行政無線等の整備に努めます。
- ・液状化に対する意識の向上や被害の軽減を図るため、大阪府が公表する「震度分布・液状化可能性」等の情報提供に努めます。
- ・気象や土砂災害・河川の防災情報、本市が発令している避難情報のほか、避難所の開設状況や避難者数、混雑状況などをホームページに掲載する等、市民に対する情報提供に努めます。
- ・東日本大震災や近年、頻発化する浸水や土砂災害による社会福祉施設等の被害を踏まえ、その立地に関しては、ハザード等の情報提供を行うとともに、要配慮者利用施設においては、災害時の円滑な避難が可能となるよう、避難確保計画の策定を促進します。
- ・避難訓練の実施、避難情報発令の判断・伝達など災害時のマニュアルの見直しを行うとともに、災害時における迅速な避難や危機対処能力の向上を図ります。
- ・山間部の地すべりや道路寸断などに対する負傷者救護・生活物資供給マニュアルなどを作成するとともに、必要に応じて見直しを行います。
- ・災害避難対策を充実するため、自治会、自主防災組織等と連携し、災害時の避難などにおける避難行動要支援者の個別避難計画を作成し、要支援者の支援体制づくりを推進します。
- ・災害時のボランティアの受け入れ体制や連携方法については、貝塚市社会福祉協議会との協定に基づき適切に実施します。



④防火対策

- ・寺内町周辺の密集市街地に相当する区域については、紀州街道と一体となった歴史的街並みの保全や文化的資産等の保護に留意するとともに、耐火建築物への建替えの適切な誘導など防火機能の改善に努めます。
- ・市街地における火災の延焼防止とその遅延を図るため、主要鉄道駅周辺で火災延焼の危険性が高い区域や、一時避難場所となる小学校、中学校等の公共施設周辺区域について、優先的に防火・準防火地域の指定拡大に取り組みます。
- ・大規模災害時における多様な消防水利を確保するため、防災・減災対策上重要な地域において、公共建築物及び大規模な民間建築物の基礎部分を利用した地中ばり水槽などの設置について検討します。

⑤洪水・土砂災害対策

- ・ 河川については河川改修や河道掘削等による治水対策を促進します。
- ・ 気象庁が行う線状降水帯の発生予想については、ホームページ等で情報発信を行うとともに、ゲリラ豪雨等による河川氾濫や浸水に対して、被害を最小限とするため、洪水・土砂災害ハザードマップ等の周知に努めるとともに、必要に応じて見直しを検討します。
- ・ 耐水型都市づくりを推進するため、保水能力を持つ農地、ため池、緑地などの保全に努めるとともに、透水性舗装の整備や雨水貯留などの流出抑制対策を促進します。
- ・ 避難所など災害発生時の影響が大きい箇所について、土砂災害防止施設の整備等対策を促進します。
- ・ 新たに建設する社会福祉施設等に関して、災害リスクを回避、低減するよう協議、指導します。

⑥高潮・津波対策

- ・ 高潮や津波対策のため、防潮堤の見直しや耐震対策、水門の点検及び適正な維持管理を促進します。
- ・ 津波や高潮災害に対応するため避難ビル等の確保に努めます。



高潮対策のための水門(北境川)

⑦大規模盛土対策

- ・ 大規模盛土造成地においては、早期の災害リスク調査の実施を促進するとともに、その後の対策工事について必要性等の検討を進めます。

⑧行政間における相互応援体制の充実

- ・ 大規模災害などに備え、近隣地域以外の自治体との間で大規模災害時相互応援協定の締結に努めます。

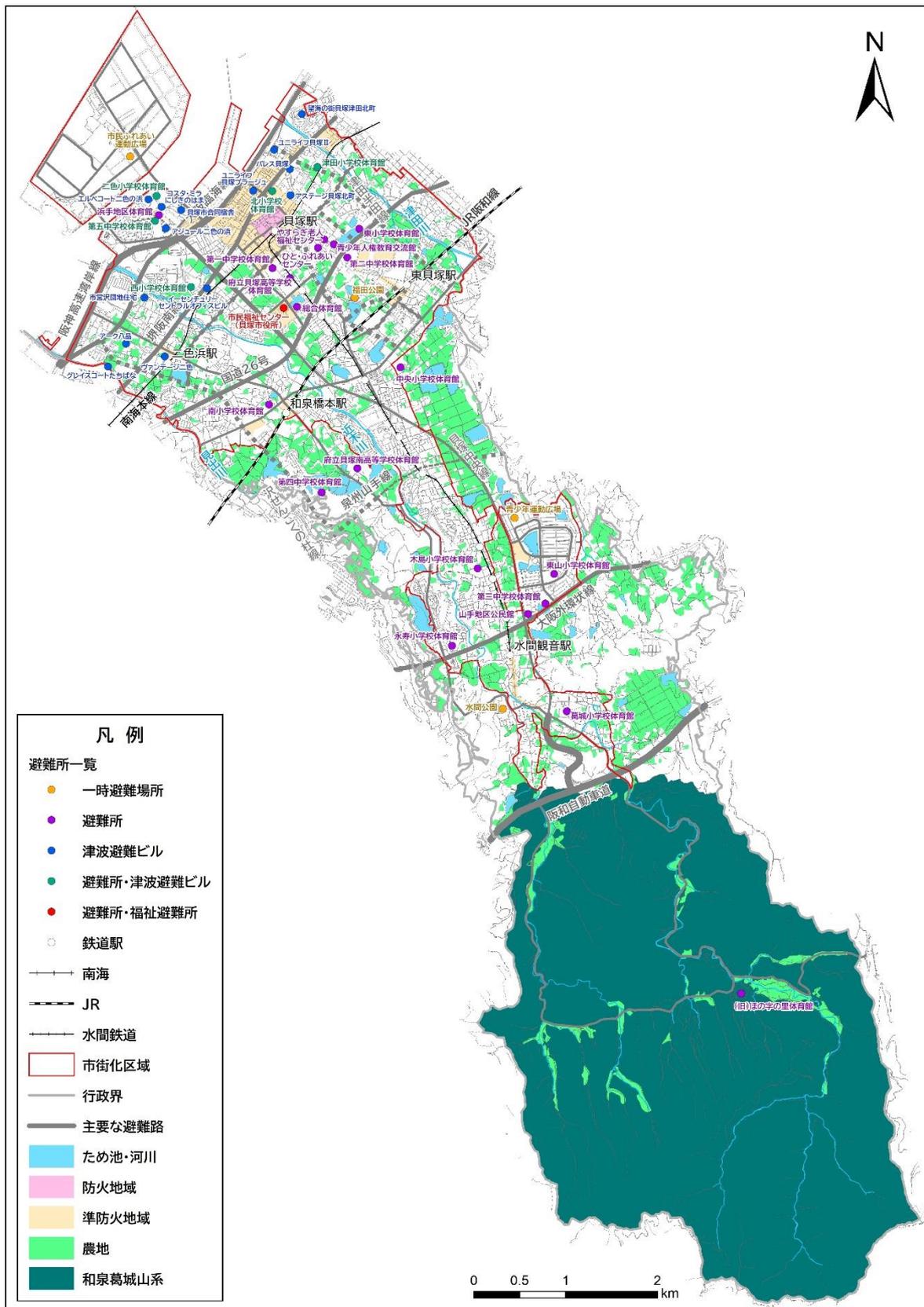
⑨自主防災組織の活動促進と防災意識の啓発等

- ・ 災害発生時における迅速な対応を図るため、地域における自主防災組織の活動を促進するとともに、防災訓練の実施、救急講習の開催等により、防災知識の普及・啓発に努めます。
- ・ 「台風や大雨発生」から「災害が発生」するまでの備えについて、「いつ何をするか」を事前に決めておくコミュニティタイムラインやマイタイムラインについて、その重要性や必要性を防災講座等において啓発するなど、策定の拡大に取り組みます。



防災訓練

■都市防災の方針図



(10) 福祉のまちづくりの方針

1) 福祉のまちづくりの基本的考え方

- ・ あらゆる人々が安全、安心、快適に暮らせ、訪れることができる福祉のまちづくりを推進し、ユニバーサルデザインを基本とした社会の実現をめざします。

2) 福祉のまちづくりの方針

①公共施設や民間施設におけるバリアフリー化の普及・促進

- ・ 学校教育施設やその他公共施設のバリアフリー化を促進します。
- ・ 道路や公園など都市基盤施設の整備にあたってはユニバーサルデザインの導入を検討します。
- ・ 大規模店舗、病院などの既存民間施設や新たな施設のバリアフリー化を促進します。



公共施設におけるバリアフリー(新庁舎)

②外出しやすいまちづくりの推進

- ・ 円滑な道路交通を確保するため、身近な生活道路の改善に努めます。
- ・ 道路においては、あらゆる人々の移動に配慮した安全な歩行空間の整備に努めます。
- ・ 歩行者や自転車等の安全な通行を確保するとともに、自転車通行部分の明示などによる自転車利用の促進や迷惑駐車・駐輪対策に努めます。

③公共交通の利便性・安全性の向上

- ・ 鉄道駅周辺においては、引き続き道路のバリアフリー化に努めます。
- ・ 南海本線、JR 阪和線、水間鉄道、路線バスなど各公共交通機関の乗継ぎ利便性の向上とともに、安全で快適なバスの待合空間の提供などサービスの充実に努めます。

④誰もが暮らしやすい居住環境の整備・改善

- ・ 住宅や特定建築物の耐震診断・耐震改修を促進します。
- ・ バリアフリー改修工事に伴う支援制度の活用や、長期優良住宅認定制度等の普及により、住宅の長寿命化を促進します。

⑤防犯対策

- ・ 道路・公園など公共施設等における防犯性の向上に努めます。
- ・ 犯罪防止の環境をつくるため、防犯カメラや防犯灯の普及に努めます。

